

伊勢崎市

第3期障害福祉計画

平成24年3月

伊勢崎市

伊勢崎市第3期障害福祉計画

平成24年3月

発行・編集 伊勢崎市 福祉部 障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話：0270-27-2753 FAX：0270-26-1808

E-mail f-shogai@city.isesaki.lg.jp

URL <http://www.city.isesaki.lg.jp/>



はじめに



このたび、障害のある人が必要な福祉サービスを適切に確保するため、必要な福祉サービスの見込量やサービス提供体制の確保のための方策を定めた「伊勢崎市第3期障害福祉計画」を策定いたしました。

これまで本市では、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすことを目的に平成18年に施行された、障害者自立支援法に基づき、平成19年3月、「伊勢崎市第1期障害福祉計画」を策定し、同時に策定した本市の障害者施策の基本的な方針を定める「伊勢崎市障害者計画」とあわせ、両計画による効果的な施策の推進を図ってまいりました。また、平成21年3月には「伊勢崎市第2期障害福祉計画」として見直しを行いました。

この間、国においては、障害者自立支援法を円滑に施行するため幾たびかの改正が行われ、さらに、平成25年度には障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定が予定されているところです。

本計画を策定するにあたり、「第2期障害福祉計画」に対する評価や今後の施策・サービスのニーズ等に関する意見を把握するため、当事者・家族関係者やサービス提供者の皆様アンケート調査及びヒアリング調査を行い、率直なご意見をうかがいました。また、伊勢崎市地域自立支援協議会の委員の皆様から、多くの貴重な提言をいただきました。これにより、これまでの成果を継承しつつ新たな課題の解決に向けて、本計画を策定いたしました。

今後も、「伊勢崎市障害者計画」の基本理念である「障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせる いせさきの実現」の推進と本計画で定めた様々なサービスの確保に取り組んでまいります。

終わりに、本計画についてご協議を賜りました伊勢崎市地域自立支援協議会の委員の方々をはじめ、調査等を通じてご協力いただきました関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成24年3月

伊勢崎市長 **五十嵐清隆**

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画の背景及び趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. ニーズ等の把握	5
第 2 章 障害のある人の状況及び障害福祉計画の成果と課題	7
1. 障害のある人の状況	8
(1) 身体障害者	8
(2) 知的障害者	9
(3) 精神障害者	10
(4) 障害程度区分認定	12
2. 第 2 期計画の点検・評価と本計画の重点課題	13
(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況	13
(2) 地域生活支援事業の進捗状況	14
(3) アンケート調査からみられる第 2 期計画の成果と課題	15
(4) ヒアリング調査の主な意見	19
(5) 本計画の課題	21
第 3 章 基本的な考え方	25
1. 本計画の方針と取組体制	26
(1) 方針	28
(2) 取組体制の強化	29
2. 平成 26 年度の目標値の設定	30
(1) サービス見込量設定の考え方	30
(2) 平成 26 年度の目標値の設定	31

第4章 サービスの見込量とその確保の方策 33

1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 34
2. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に関する事項 35
 - (1) 訪問系サービス 36
 - (2) 日中活動系サービス 38
 - (3) 居住系サービス 47
 - (4) 相談支援 50
 - (5) 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス） 51
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項 53
 - (1) 実施する事業の内容 53
 - (2) サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策 56
4. 本計画におけるサービス見込量一覧 66

第5章 計画の推進 69

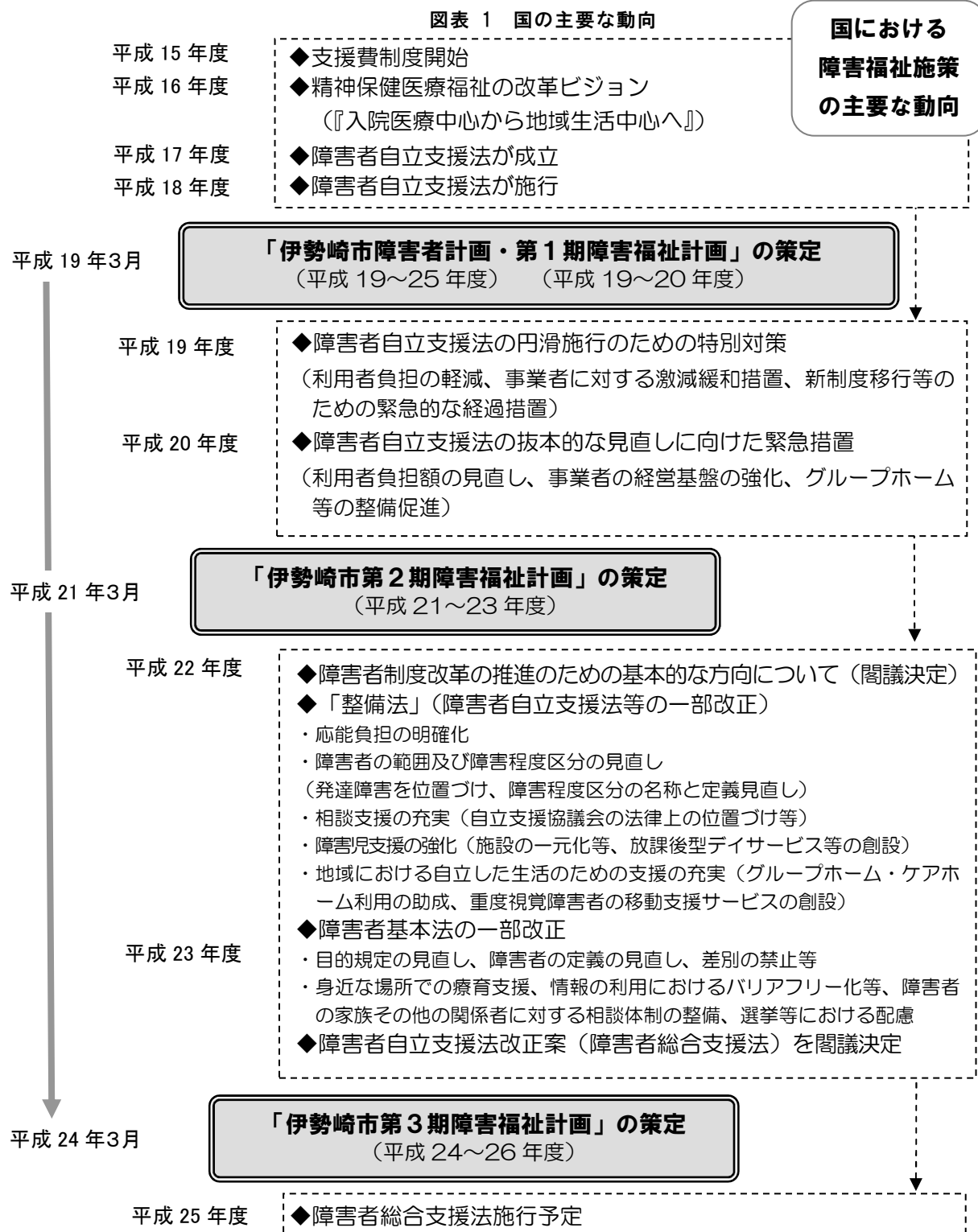
1. 点検及び評価 70
 - (1) 基本的な考え方 70
 - (2) 点検及び評価の体制 70
2. 計画の周知 70

資料編 71

第1章 計画の概要

1. 計画の背景及び趣旨

障害者自らが契約により福祉サービスを利用する「支援費制度」の導入に続き、福祉サービスの一元化や自立した日常生活の営みを目的とした「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立、平成18年度に施行されましたが、その後も法の円滑施行のための特別対策や抜本的な見直しに向けた緊急措置など様々な改正が相次ぎました。



「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に必要な国内法の整備など障害者制度の改革を行うため、平成 22 年 6 月、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」に向けて、新たな法律の協議が重ねられてきました。

こうした動きに呼応し、平成 22 年 12 月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（本計画では「整備法」という。）」が成立し、地域における自立した生活のための支援の充実が図られました。相談支援の充実としては、これまで地域生活支援事業に位置づけられていた地域自立支援協議会（法定化により平成 24 年 4 月から「自立支援協議会」と名称が改められますが、本計画では「地域自立支援協議会」と記述します。）が法定化されたほか、市町村に基幹相談支援センターの設置が可能となり、地域移行支援、地域定着支援が個別給付化されました。

また、平成 23 年 6 月には、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体等の責務等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成 24 年 10 月の法律の円滑な施行に向けた、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくこととなっています。

このほか平成 23 年 8 月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

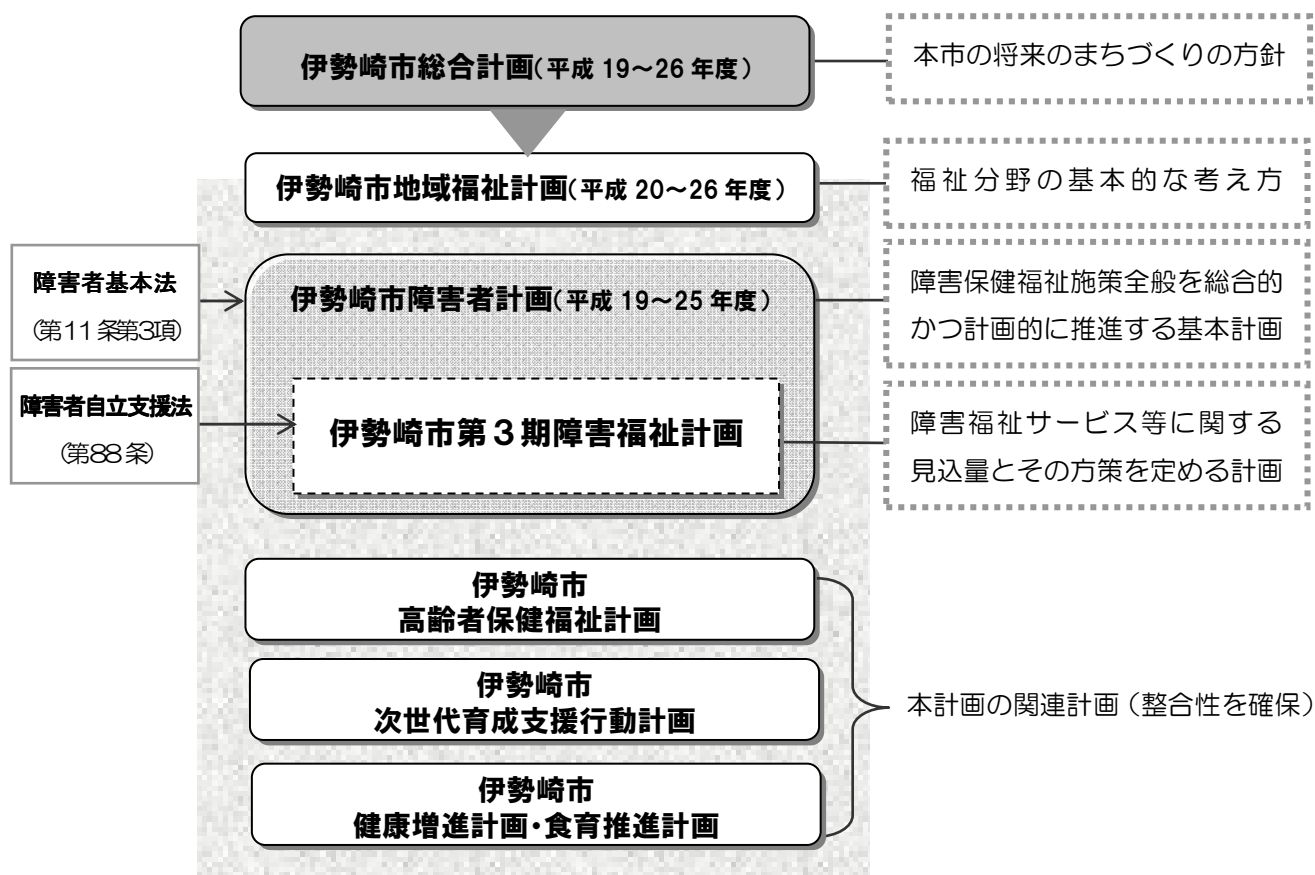
なお、平成 24 年 3 月、障害者自立支援法の改正案が閣議決定され、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の成立をめざすこととされています（平成 25 年 4 月施行、一部は 26 年 4 月施行）。

これらの国の動向に即しつつ、本市においては平成 23 年度に伊勢崎市第 2 期障害福祉計画（以下「第 2 期計画」という。）が期間満了となることから、「伊勢崎市第 3 期障害福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- 「第3期障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、障害者施策に関する本市の基本的な計画である「伊勢崎市障害者計画」の理念を継承し策定するものです。
- 本計画は、本市の最も基本となる計画である「伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「伊勢崎市地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。
- 本計画は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく基本指針（障害福祉計画策定にあたって基本となる理念、サービス見込量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたもの）及び県の基本的な考え方に即して、計画対象者や推進者の事業等に対するニーズを踏まえつつ、各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量ならびに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるものです。
- 本計画は、障害者基本法の目的規定の改正を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、サービスの提供体制の整備を進めるものです。

図表 2 本計画と関連計画との関係



3. 計画の期間

国の基本指針の基本的理念・基本的考え方を踏まえ、本計画の期間は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

図表 3 本計画の期間

	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
伊勢崎市 障害者計画									
伊勢崎市 障害福祉計画	第1期 障害福祉計画		第2期 障害福祉計画			第3期 障害福祉計画			
	見直し		見直し						

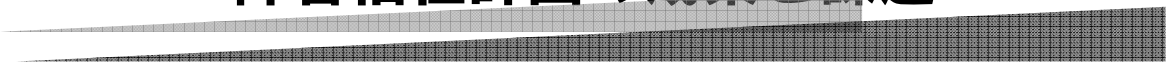
4. ニーズ等の把握

第2期計画に対する評価や今後の施策・サービスのニーズ等に関する意見を把握するため、当事者・家族関係者等（以下「当事者」という。）、サービス提供者等（以下「事業者」という。）を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。アンケート票については巻末資料編を参照ください。

〔調査の概要〕

1. アンケート調査	調査期間	10 月 12 日(水)～26 日(水)
	調査方法	郵送による配布・回収
	配 布 数	当事者(40 件)・事業者(45 件)
	回 収 率	77.65%(当事者 31 件・事業者 35 件)
2. ヒアリング調査	実 施 日	11 月 18 日(金)
	実施方法	当事者、事業者別の懇談会形式
	参 加 者	当事者7人・事業者8人

第 2 章 障害のある人の状況及び 障害福祉計画の成果と課題



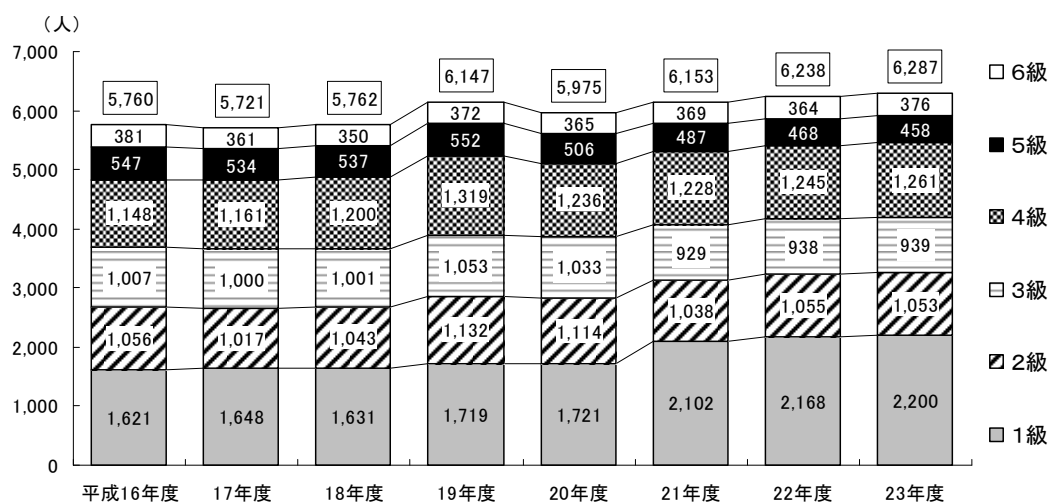
1. 障害のある人の状況

(1) 身体障害者

平成 23 年 10 月 1 日現在で身体障害者手帳所持者数が 6,287 人となっており、これは同時期の総人口（211,098 人）の 2.98%にあたります。

手帳の等級分布の推移をみると、最も大きな割合を占める 1 級が増加しています。種別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が 50%台を推移し、「内部障害」が 20%台で続いており、やや増加傾向となっています。このほか、「視覚障害」と「聴覚・平衡機能障害」が 10%弱、「音声・言語・そしゃく機能障害」が 1%強となっています

図表 4 身体障害者手帳所持者の等級別推移（各年度末）



注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

図表 5 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）

(%)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1級	28.1	28.8	28.3	28.0	28.8	34.2	34.8	35.0
2級	18.3	17.8	18.1	18.4	18.6	16.9	16.9	16.7
3級	17.5	17.5	17.4	17.1	17.3	15.1	15.0	14.9
4級	19.9	20.3	20.8	21.5	20.7	20.0	20.0	20.1
5級	9.5	9.3	9.3	9.0	8.5	7.9	7.5	7.3
6級	6.6	6.3	6.1	6.1	6.1	6.0	5.8	6.0

注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

図表 6 身体障害者手帳所持者（種類）の推移（各年度末）

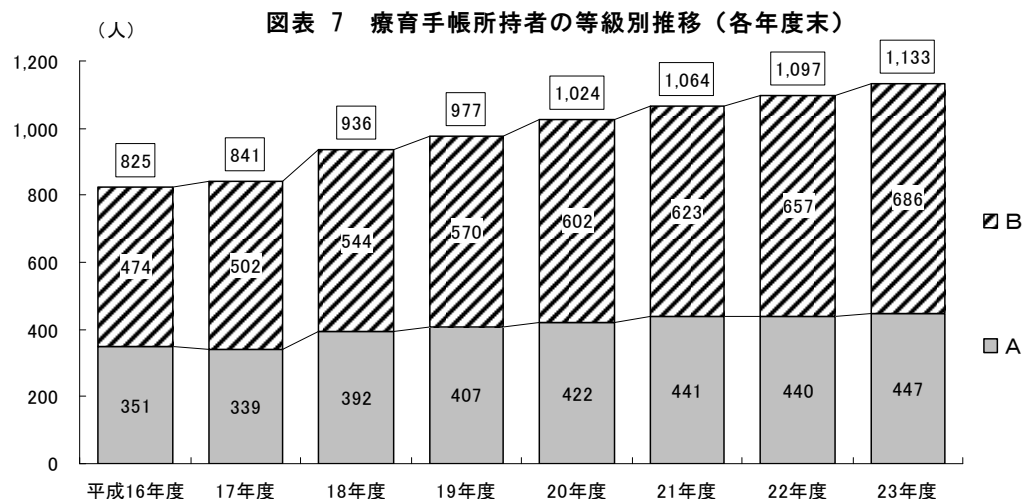
(%)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
視覚障害	7.2	7.0	7.0	6.6	6.7	6.5	6.2	6.2
聴覚・平衡機能障害	7.6	7.6	7.6	7.4	7.7	7.4	7.4	7.4
音声・言語・そしゃく機能障害	1.2	1.2	1.1	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	56.3	55.4	55.4	55.0	54.6	55.2	55.4	55.6
内部障害	27.8	28.8	28.8	29.7	29.8	29.7	29.9	29.7

注：四捨五入により合計が一致しないことがあります

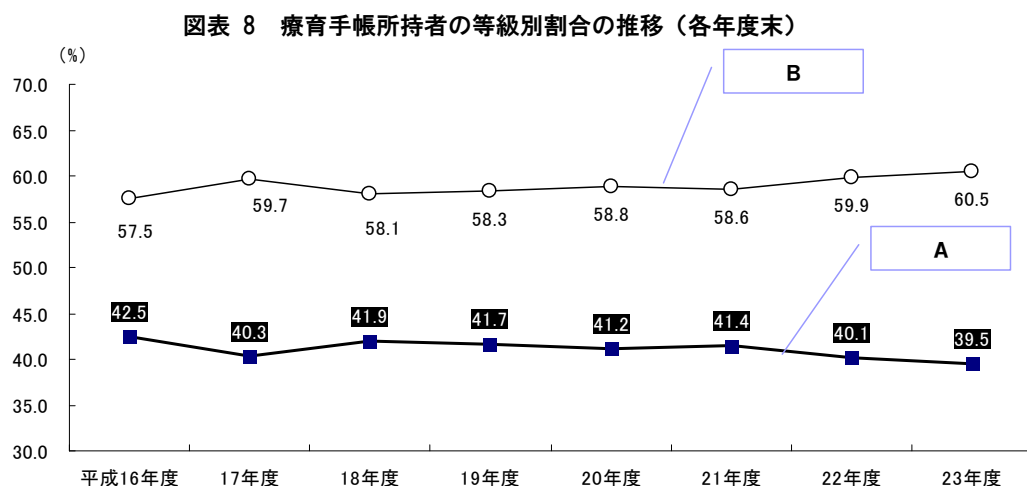
注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

（２）知的障害者

平成 23 年 10 月 1 日現在で療育手帳所持者数は 1,133 人となっており、総人口の 0.54%に相当します。手帳の等級分布の推移をみると、重度（A判定）・軽度（B判定）ともに増加傾向がみられます。年齢については、18歳未満が20%台で推移しています。

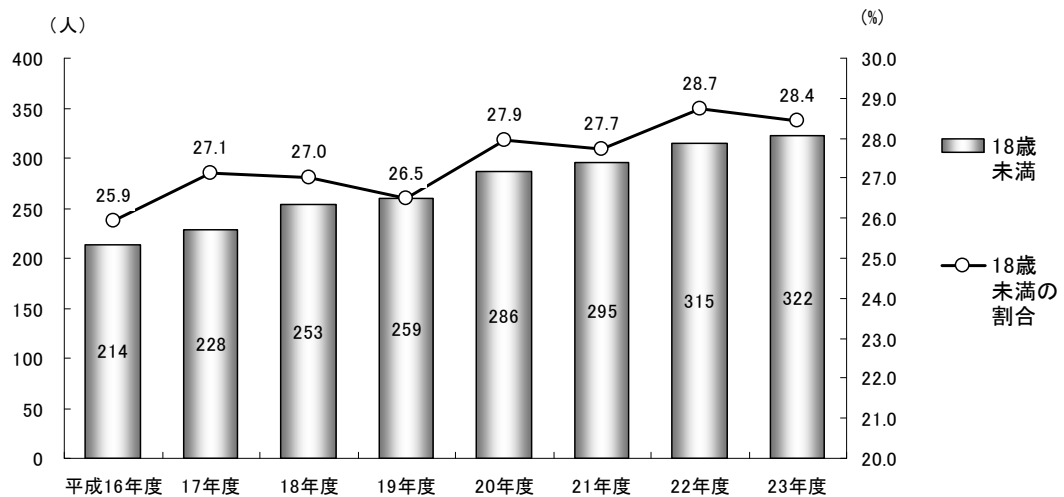


注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数



注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

図表 9 療育手帳所持者の年齢構成の推移（各年度末）



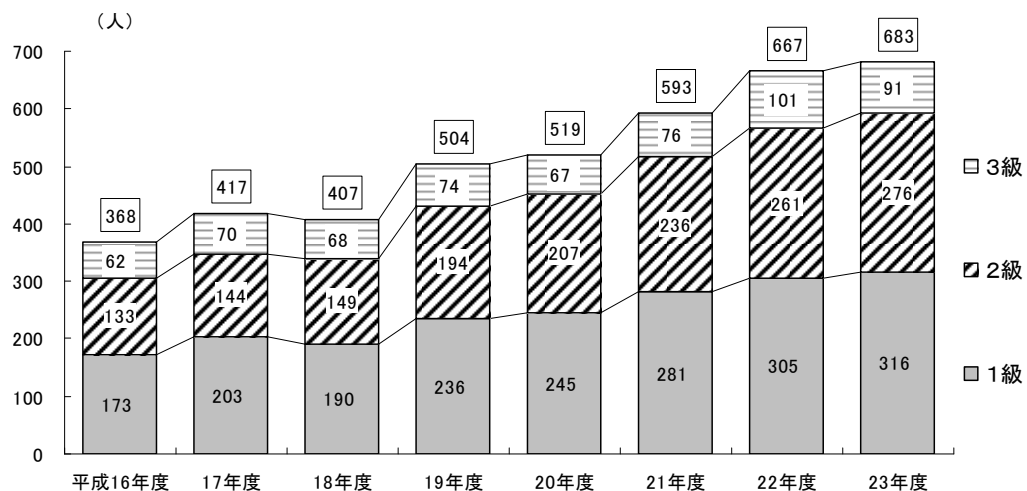
注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

（３）精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 19 年度以降、年々増加しており、平成 23 年 10 月 1 日現在で 683 人と総人口の 0.32% に相当します。手帳の等級分布をみると、1 級と 2 級が増加しています。

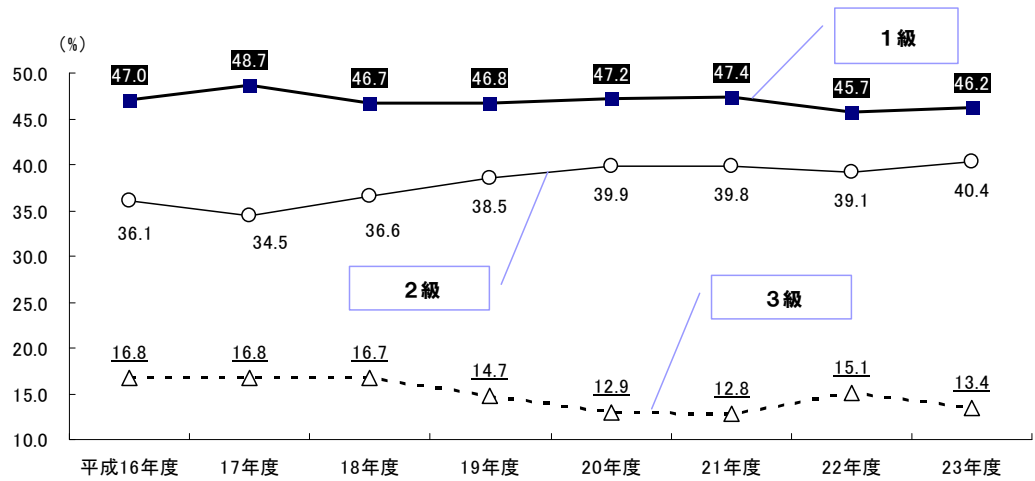
自立支援医療(精神通院)年間受給者数も平成 19 年度で急増し、それ以降は毎年 10% 前後増えており、平成 23 年度は 1,706 人（10 月現在）となっています。これは総人口の 0.81% に相当します。疾病分類でみると、「統合失調症」と「気分（感情）障害」がそれぞれ 40% 近くを占めています。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年度末）



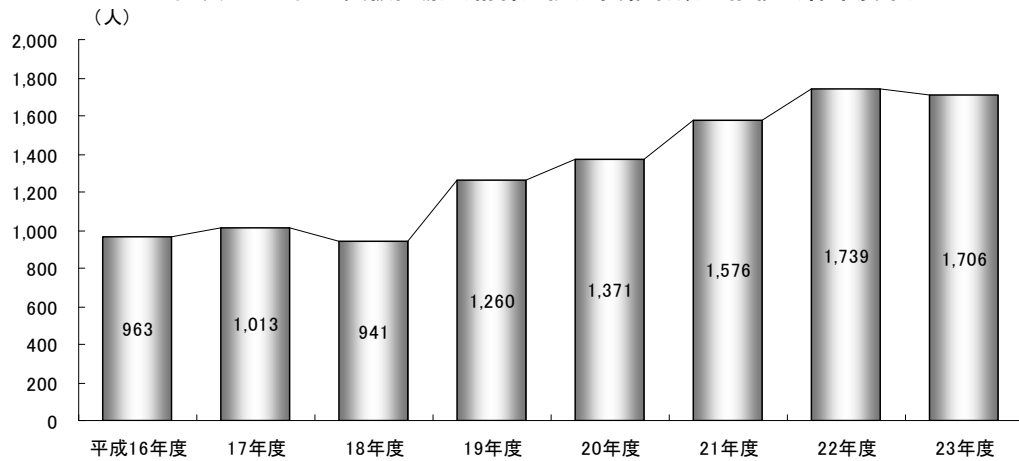
注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

図表 11 精神保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移（各年度末）



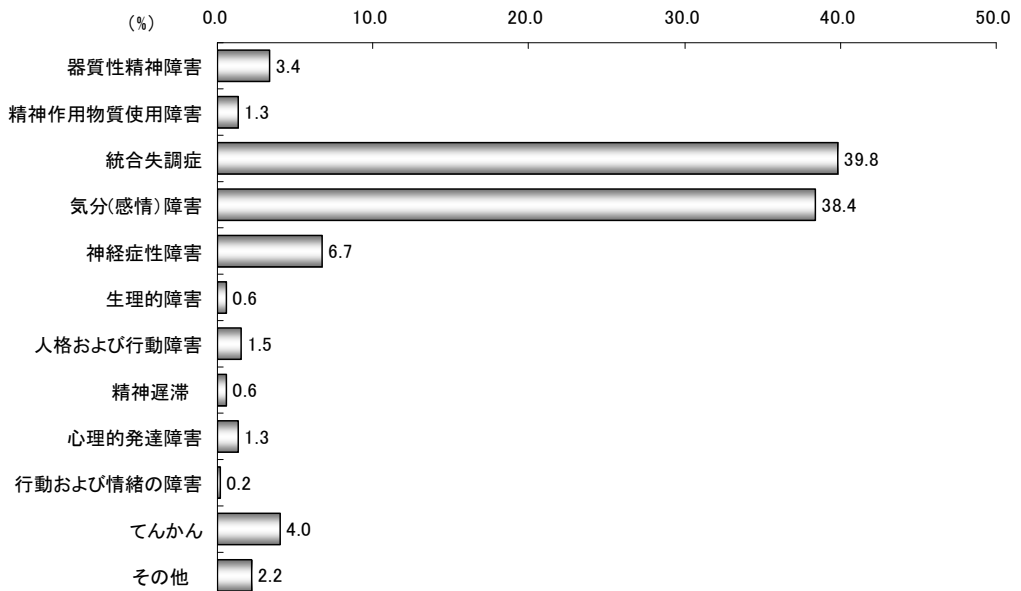
注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

図表 12 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末）



注：平成 23 年度は 10 月 1 日現在の数

図表 13 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類（平成 23 年度 10 月）



（４）障害程度区分認定

平成 23 年 10 月 1 日現在で介護給付費等の支給決定を受けている障害程度区分認定¹者は 511 人にのぼり、「区分 2」「区分 3」「区分 6」が 20%台、「区分 1」が最も少なく 5.9%となっています。

障害種別認定者をみると、知的障害者が 368 人と最も多く、身体障害者が 88 人、精神障害者は 55 人となっています。

身体障害者は「区分 6」（30.7%）、知的障害者は「区分 3」（22.6%）が最も多く、精神障害者では「区分 2」が 60.0%を占めています。

図表 14 障害程度区分認定の状況（平成 23 年 10 月現在）

（上段：人／下段：％）	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害者	8 (9.1%)	13 (14.8%)	14 (15.9%)	11 (12.5%)	15 (17.0%)	27 (30.7%)	88 (100.0%)
知的障害者	14 (3.8%)	63 (17.1%)	83 (22.6%)	63 (17.1%)	68 (18.5%)	77 (20.9%)	368 (100.0%)
精神障害者	8 (14.5%)	33 (60.0%)	13 (23.6%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	55 (100.0%)
計	30 (5.9%)	109 (21.3%)	110 (21.5%)	75 (14.7%)	83 (16.2%)	104 (20.4%)	511 (100.0%)

¹ 障害程度区分認定：

福祉サービスの利用者の心身の状況を判定するもの。「区分 1～6」の 6 段階があり、これによって受けられる福祉サービスの範囲などが決まります。判定は 106 項目（79 項目は介護保険と同じ内容であり、残りの 27 項目が障害に関する内容）にわたる調査で行われ、調査結果により一次判定が行われます。その後、医師の意見書を考慮しながら、市が設置する審査会で二次判定が行われ、それらを元に市が区分を認定します。

2. 第2期計画の点検・評価と本計画の重点課題

第2期計画の各種サービスの進捗状況を点検するとともに、当事者、事業者へのアンケート調査及びヒアリング調査により、取組（事業）の点検・評価を行いました。

（1）指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況

第2期計画における各サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

図表 15 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の計画値と実績値（月間）

区分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス	実利用者数	99 人	114 人	106 人	136 人	113 人	160 人
	延べ利用量	2,423 時間	2,994 時間	2,595 時間	3,263 時間	2,768 時間	3,994 時間
生活介護	実利用者数	82 人	90 人	145 人	121 人	292 人	270 人
	延べ利用量	1,645 人日	2,097 人日	2,908 人日	2,705 人日	5,856 人日	5,712 人日
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	1 人	1 人	2 人	0 人	8 人	4 人
	延べ利用量	19 人日	22 人日	38 人日	0 人日	143 人日	70 人日
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	4 人	0 人	14 人	6 人	22 人	4 人
	延べ利用量	32 人日	0 人日	111 人日	63 人日	174 人日	36 人日
就労移行支援	実利用者数	41 人	29 人	53 人	34 人	64 人	32 人
	延べ利用量	767 人日	554 人日	991 人日	610 人日	1,188 人日	572 人日
就労継続支援 （A 型）	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人
	延べ利用量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	22 人日	63 人日
就労継続支援 （B 型）	実利用者数	48 人	74 人	95 人	101 人	122 人	161 人
	延べ利用量	888 人日	1,394 人日	1,758 人日	1,734 人日	2,257 人日	2,590 人日
児童デイサービス	実利用者数	22 人	36 人	24 人	55 人	27 人	69 人
	延べ利用量	298 人日	496 人日	328 人日	684 人日	361 人日	858 人日
療養介護	実利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
短期入所	実利用者数	25 人	16 人	28 人	22 人	31 人	33 人
	延べ利用量	366 人日	203 人日	402 人日	251 人日	443 人日	352 人日
共同生活援助・介護	実利用者数	71 人日	70 人日	81 人日	78 人日	109 人日	92 人日
施設入所支援	実利用者数	38 人	40 人	81 人	58 人	211 人	198 人
宿泊型自立訓練	実利用者数	—	3 人	—	5 人	7 人	4 人
相談支援	実利用者数	23 人	0 人	26 人	0 人	30 人	0 人

注：平成 21 年度は 22 年 3 月、平成 22 年度は 23 年 3 月、平成 23 年度は 10 月の値

進捗率（計画値に対する実績値）については、訪問系サービス、就労継続支援（B 型）、児童デイサービスがそれぞれ計画値を上回り、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援がそれぞれ計画値を下回りました。

(2) 地域生活支援事業の進捗状況

第2期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

図表 16 地域生活支援事業の計画値と実績値（年間）

事業名	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業						
障害者相談支援	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
自立支援協議会設置	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援機能強化	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施
コミュニケーション支援事業						
手話通訳者設置	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
手話通訳者派遣	920 人	996 人	930 人	902 人	940 人	600 人
要約筆記者派遣	8 人	8 人	8 人	10 人	8 人	8 人
知的障害者等入院時	—	—	—	—	—	1 人
日常生活用具給付事業						
介護・訓練支援用具	11 件	2 件	11 件	8 件	11 件	10 件
自立生活支援用具	24 件	13 件	25 件	22 件	26 件	20 件
在宅療養等支援用具	11 件	26 件	11 件	23 件	12 件	25 件
情報・意思疎通支援用具	19 件	18 件	20 件	24 件	21 件	25 件
排泄管理支援用具	2,696 件	2,407 件	2,777 件	2,637 件	2,860 件	2,850 件
居宅生活動作補助用具	1 件	1 件	1 件	7 件	1 件	2 件
移動支援事業	9,489 時間	11,841 時間	9,734 時間	15,270 時間	9,980 時間	18,152 時間
地域活動支援センター事業	66 人	111 人	72 人	116 人	98 人	125 人
福祉ホーム事業	84 人	60 人	96 人	72 人	144 人	78 人
訪問入浴サービス事業	39 人	26 人	47 人	40 人	55 人	50 人
知的障害者職親委託事業	24 人	0 人	24 人	24 人	24 人	27 人
生活支援事業	190 人	392 人	200 人	623 人	210 人	798 人
日中一時支援事業	956 人	753 人	965 人	777 人	975 人	1,328 人
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション	21 人	26 人	25 人	33 人	30 人	30 人
点字・声の広報等発行	45 人	36 人	47 人	39 人	50 人	39 人
手話・要約筆記・朗読奉仕員要請事業	42 人	62 人	45 人	36 人	45 人	42 人
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成	8 人	6 人	8 人	8 人	8 人	8 人

注：訪問入浴サービス、日中一時支援事業は月間の値
注：平成 23 年度実績値は見込み量

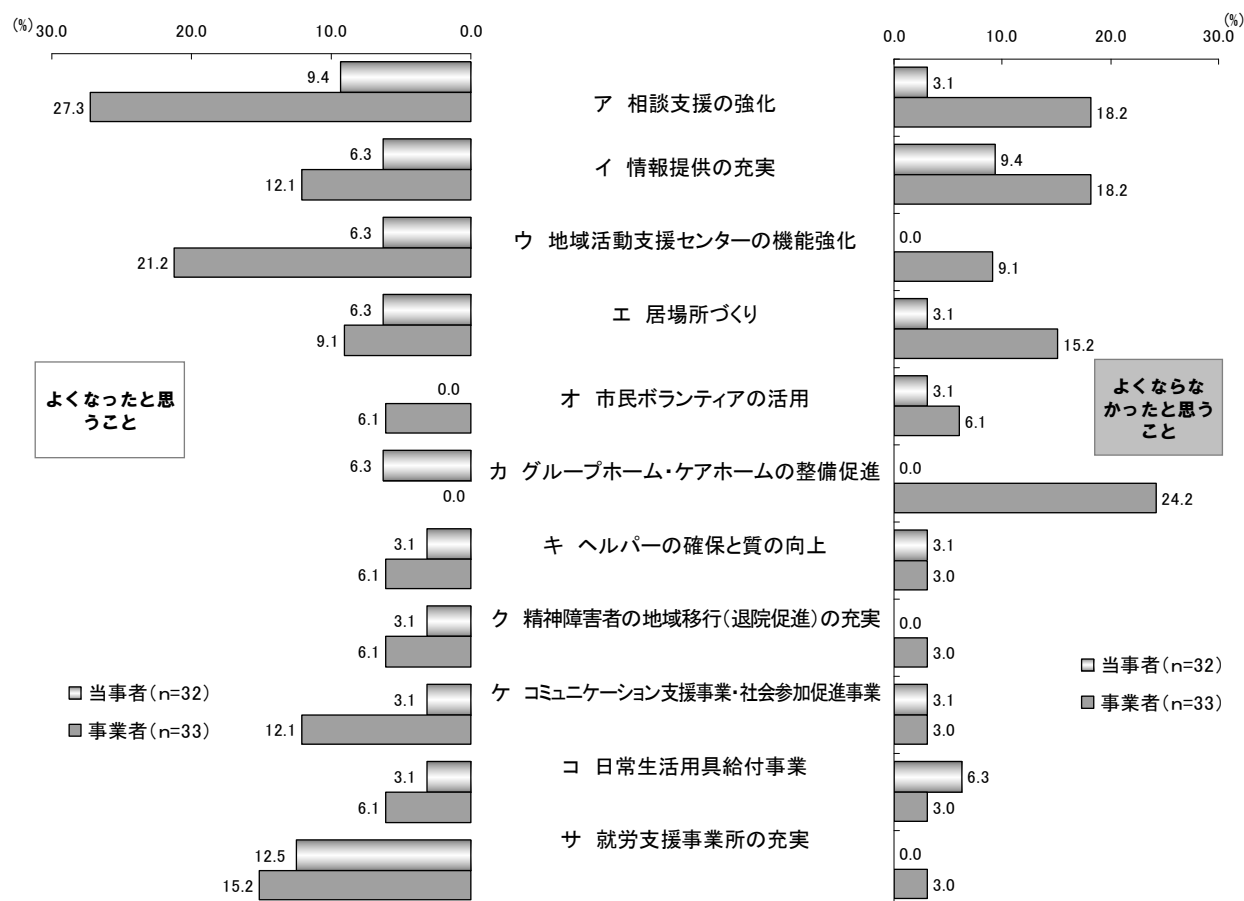
進捗率（計画値に対する実績値）については、移動支援、地域活動支援センター、生活支援、日中一時支援がそれぞれ計画値を上回り、手話通訳者派遣、福祉ホーム事業、点字・声の広報等発行がそれぞれ計画値を下回りました。

(3) アンケート調査からみられる第2期計画の成果と課題

第2期計画における重点的な取組として掲げた中の11項目について、「よくなったと思うこと」、「よくならなかったと思うこと」を当事者と事業者に選択式（各3つまで）により回答、またその理由を記述していただきました。

その結果、よくなったと思うことの上位2項目は、当事者で「就労支援事業所の充実」と「相談支援の強化」、事業者で「相談支援の強化」と「地域活動支援センターの機能強化」があげられました。一方、よくならなかったことの上位項目は、当事者で「情報提供の充実」、事業者で「グループホーム・ケアホームの整備促進」となっています。

図表 17 第2期計画における当事者・事業者の評価



図表 18 よくなったこと

当事者	(%)	事業者	(%)
就労支援事業所の充実	12.5	相談支援の強化	27.3
相談支援の強化	9.4	地域活動支援センターの機能強化	21.2
		就労支援事業所の充実	15.2
		情報提供の充実	12.1
		コミュニケーション支援事業・社会参加促進事業	12.1

※概ね10%以上の項目

図表 19 よくならなかったこと

当事者	(%)	事業者	(%)
情報提供の充実	9.4	グループホーム・ケアホームの整備促進	24.2
		相談支援の強化	18.2
		情報提供の充実	18.2
		居場所づくり	15.2

※概ね 10%以上の項目

多くの項目でプラス評価（よくなったこと）もマイナス評価（よくななかったこと）もみられることから、その差をみると下表のとおりとなります。

図表 20 プラス・マイナス評価の調整

	項目	当事者 (n=32)			事業者 (n=33)		
		よくなった	よくななかった	差	よくなった	よくななかった	差
○	ア 相談支援の強化	9.4	3.1	6.3	27.3	18.2	9.1
×	イ 情報提供の充実	6.3	9.4	-3.1	12.1	18.2	-6.1
○	ウ 地域活動支援センターの機能強化	6.3	0.0	6.3	21.2	9.1	12.1
△	エ 居場所づくり	6.3	3.1	3.0	9.1	15.2	-6.1
▲	オ 市民ボランティアの活用	0.0	3.1	-3.1	6.1	6.1	0.0
△	カ グループホーム・ケアホームの整備促進	6.3	0.0	6.3	0.0	24.2	-24.2
	キ ヘルパーの確保と質の向上	3.1	3.1	0.0	6.1	3.0	3.0
○	ク 精神障害者の地域移行（退院促進）の充実	3.1	0.0	3.1	6.1	3.0	3.0
	ケ コミュニケーション支援事業・社会参加促進事業	3.1	3.1	0.0	12.1	3.0	9.1
▲	コ 日常生活用具給付事業	3.1	6.3	-3.2	6.1	3.0	3.1
○	サ 就労支援事業所の充実	12.5	0.0	12.5	15.2	3.0	12.2

※差：「よくなったこと」の割合から「よくななかったこと」の割合を差引いたもの

■当事者・事業者いずれも評価がプラス（○）

「就労支援事業所の充実」「地域活動支援センターの機能強化」「相談支援の充実」「精神障害者の地域移行（退院促進）の充実」

■当事者・事業者いずれも評価がマイナス（×）

「情報提供の充実」

■当事者の評価がマイナス（事業者はプラスまたはゼロ）（▲）

「市民ボランティアの活用」「日常生活用具給付事業」

■事業者の評価がマイナス（当事者はプラス）（△）

「グループホーム・ケアホームの整備促進」「居場所づくり」

この結果から、就労支援、地域活動支援センター、相談支援、精神障害者の地域移行については、課題はあるものの一定の成果（評価）が得られたと考えられます。一方で、情報提供、市民ボランティア、日常生活用具、グループホーム・ケアホームの整備、居

場所づくりは課題が残ったといえます。

評価の理由として記載があった主な意見は以下のとおりです。

図表 21 主な評価の理由

項目	内 容
就労支援事業所の充実	
	事業所が増えて新しい仕事にとり組んでいる例がある。自立支援協議会と障害者就労支援協議会とで販売カタログを 1～4 版までつくっている。各方面との連携は進んでいる。
	就職後のアフターケアがしっかりしている。
	会社で職場実習した後、ステップアップ雇用で就労した。障がい者就業・生活支援センター「メルシー」や就労移行支援事業のスタッフが訪問してくれたり相談にのってくれた。
	もう少し出来る仕事を増やしてほしい。
	単にパソコン訓練などを実施するのではなく、仕事に対する心構えや姿勢、人間関係に関することなどをしっかり教育する必要があると感じる。
	求人が厳しい。働く場所が限られる。もっと企業へのコンタクトを多くしてほしい。
地域活動支援センター	
	地域活動支援センターは事業所としても相談にのってもらっており、心強い存在。
	地域活動支援センターの数が増えてきた。
	地域活動支援センターについては運営する施設によって格差が大きい。
相談支援の充実	
	「障害者（児）相談・生活支援センター」と事業所との連携はうまくいっている。
	「障害者（児）相談・生活支援センター」の紹介で施設通所のきっかけとなり、引きこもりが改善された。
	相談する場所が増えた。
	なかなか相談に結びつかない。きっかけをつくってもらおうとうちとけていけるのでもっと相談できる、相談にきて下さい、家にも出向きますよという PR をどんどんしてほしい。
	「障害者（児）相談・生活支援センター」と障害福祉課の関係がはっきりしない。「障害者（児）相談・生活支援センター」はあくまで窓口というだけなのか？どの程度「障害者（児）相談・生活支援センター」に権限があるのかよくわからない。
	相談支援専門員やケースワーカーなどの人数が少なすぎる。夜間、休日の前に平日の体制がもっと整っていないと相談したい側も足踏みをしてしまう。そしてもっと PR してほしい。
	一人の相談支援専門員の担当人数が多すぎるせいか、支援、相談が行きとどいてない。ご本人自体、だれに相談すれば良いか理解していない。
	民生委員児童委員の力を借りたいと思っている。一度も会ったことがないため橋渡しの場を提供してほしい。
精神障害者の地域移行（退院促進）の充実	
	退院支援をホームヘルパーだけでなく皆で考えられるようになった。
	地域の人々の理解が不可欠。具現化を難しくしている。

項目	内 容
情報提供	広報紙は伊勢崎全体のことが載っている。障害に関するもののみの情報紙があったらいい。 市広報の制約が厳しくなって情報をのせてもらえなくなった。 特別支援学級への情報提供がうまくいっていないようである。 施設としても努力が足りないと思うが、サービス利用の情報伝達が不足していると思われる。 まだ療育手帳についてよく知らない保護者もいると聞いている。確実に伝わるような伝達方法、その確認、学校との連携も大事。メディアをうまく使って明るい話題の中から伝わっていくような工夫も待たれる。
市民ボランティア	学生のボランティアは頑張っているように思うが、既存のボランティア団体の現状、伊勢崎市社会福祉協議会の動きをもっと知りたい。 「話し相手」や「散歩の付き添い」などボランティアを頼める仕組みが欲しい。 情報不足→どのようなボランティアがいるか知らない、わからない。 就労支援施設などでは技能のある高齢者にボランティアとして来ていただけたらと思う。
日常生活用具	交付基準（現状は私にもわかりにくい）など誰にでもわかるようにホームページや広報紙に掲載して欲しい。 給付について利用促進を図っていることを知らなかった。全体的にもっと広報してほしい。 何が給付対象になっているか周知が徹底されていないと思う。 どんなものがどのような人（障害者）に給付できるのか、一覧表をもっと配布してほしい。内容が具体的に広く知られていない。 一部、他の市よりも自己負担率が高いものがある。なるべく負担を軽くしていただきたい。 自己負担が減れば良い。用具の不足は特に感じない。
グループホーム・ケアホームの整備	ケアホームが市内にない。自立度がかなり低く介助が必要な精神障害者は在宅で親が介護している。親が高齢のため介護できなくなると入院していた。 他地域で宿泊型生活訓練を利用後、戻って来るグループホームがない。 地域の理解不足から整備が推進できていない。 事業者がグループホームやケアホームをつくるには、ハード、ソフト両面を独自で行うのはとても大変。せめて土地建物についてはできるだけ援助してもらいたい。 家庭内で大きな問題がないと、グループホームの必要性を感じない親もいる。親元から離れても快適な暮らしができることが伝わるよう、グループホームが増えることを望む。 身体のグループホーム、ケアホームはこれからだと思うが、希望者ニーズについての調査や情報提供は市から発信があってもよいと思う。

項目	内 容
居場所づくり	居場所になりうる施設等はある。活用するとその場が居場所になる。集まれる事業との連携がなくては居場所にならない。 委託事業で事業者が月 1 回行っているが、理想としては毎週できるくらいの体制がほしい。既存の施設、空き施設などの利用で人の資源を発掘して増やしていかなければと思う。義務教育の中での理解推進から始め、高校、大学生の活用、社会人も含め研修的な取組（楽しさをまじえ）をどんどん進めてもらいたい。

（４）ヒアリング調査の主な意見

アンケート調査の結果を１つの手がかりに、第２期計画の振り返りと本計画への要望をテーマにヒアリング調査を行いました。主な意見は以下のとおりです。

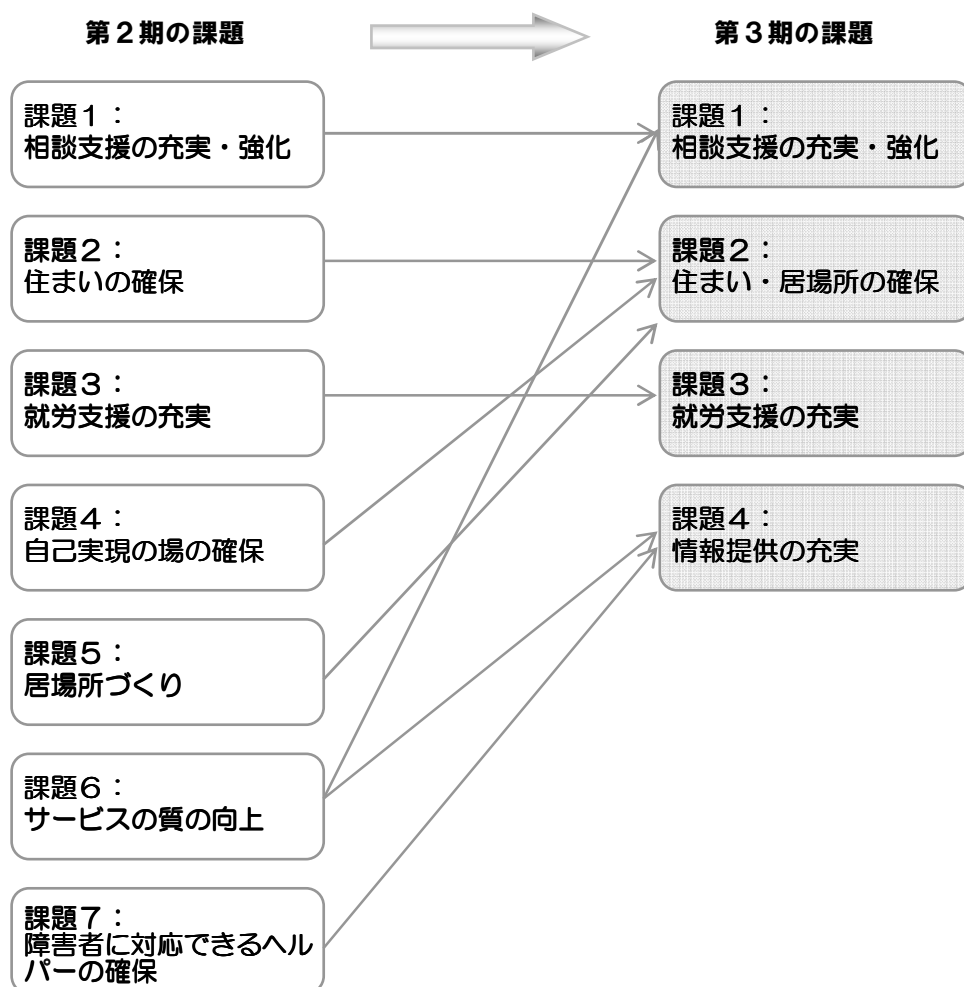
図表 22 主な意見

項目	内 容
就 労	
就労支援の現状と展望	就労移行支援の２年間の訓練では就労が難しく就労継続支援Ｂ型に行ってしまうケースがある。このため就労移行支援は定員割れ、就労継続支援Ｂ型はパンク状態となる。 就労継続支援Ａ型の新設・増設に注力願いたい。
定着率の向上	離職率が高く、定着が問題。 定着するモデル事業として短時間労働を推進すべき。 仕事経験がある障害者をジョブコーチにするとピアカウンセラーにもなる。 遅刻しないなど基本的なルールをあらかじめ訓練するとよい。作業訓練だけでなく、コミュニケーションの訓練機会をつくってほしい。 卒業後の余暇活動で就労のフォローアップが出来ると思う。就業・生活支援センターが集まりやすい場所を設定し、就労後の支援を行って欲しい。
一般企業との連携と働きかけ	雇用主の理解が得られないと就労に結びつかない。伊勢崎商工会議所や群馬伊勢崎商工会が就労支援協議会に入っているので今後は変わってくると思う。 伊勢崎では工場の仕事が多いが、細分化すると知的・精神でも働くことができる。就労支援協議会から企業に働きかけてほしい。
市役所が規範	市役所内に障害者がいるともっと障害者への理解が進む。市役所で身体障害者だけでなく、知的障害者を雇用願いたい。 職場開拓を推進するには、環境整備が大切。市の業務委託の条件に障害者雇用をあげる、障害者雇用をしている企業を表彰する制度を提案。障害者雇用について、企業の連携の場があるといい。

項目	内 容
相談支援	
地域との連携	民生委員児童委員との連携を期待。
相談支援事業の体制	相談支援専門員が不足しており、訪問、調査等で電話があっても対応できないことがある。体制が十分ではない。
	精神障害者に対応できる常駐の相談支援専門員を配置してほしい。
日常生活用具	
対象品目	視覚障害者にはパソコンはハードルが高い。「活字文書読上げ装置と拡大読書機の機能が一体となった装置」が日常生活用具の対象にならないか。
グループホーム・ケアホームの整備	
費用負担の問題	自宅よりもグループホームに入る方が費用がかかる。費用負担の問題からなのか、ホームを作っても利用されないケースがある。
「親亡き後」の生活不安	
生涯にわたる生活支援・見守りや家族支援	家族会では親亡き後の不安を訴える意見がたいへん多い。
	計画書にも「親亡き後」という家族にわかりやすい言葉を使って欲しい。
	特に学校卒業後の長い人生が不安。
⑥ 外出と閉じこもり	
交通手段・団体活動の限界	市内循環バス「あおぞら」は2時間おきの運行となっている。朝8時台と午後に1本くらいずつ増やしてほしい。バスの便が悪いと外出できない。バスが混雑して障害者や高齢者が座れない状況がみられる。
	障害者団体への加入を勧めようとしても個人情報保護によってアプローチできない。ネットワークづくりができないため、支援したくても活動ができない状況である。

（５）本計画の課題

これらアンケート調査やインタビュー調査の結果、第２期計画の点検結果を踏まえ、第２期で掲げた課題を以下のように整理し、第３期（本計画）の課題として定めます。



課題１：相談支援の充実・強化（サービスの利用促進含む）

事業所と相談支援事業所の連携も進み一定の成果は得られましたが、積み残した課題もあることから、次の課題を掲げます。

- ①「伊勢崎市障害者（児）相談・生活支援センター」のPRが不足しています。
- ②相談件数の増加による相談支援専門員の人員不足が調査で挙げられることから、「伊勢崎市障害者（児）相談・生活支援センター」の体制に改善が求められています。
- ③地域における障害者への理解の不足や、関係機関との連携が不十分であることで、本当に支援が必要な人の把握などが難しい状況です。
- ④障害者だけでなく、家族等の支援も含めた相談支援が求められています。

課題２：住まい・居場所の確保

平成 23 年度現在のグループホーム・ケアホームの利用者は、平成 18 年度当初の 2 倍以上にのぼります。しかし事業者の評価ではグループホーム・ケアホームの整備は最も低い評価となっていることから、以下の課題を掲げます。

- ①将来の自立のためには住まいの確保が重要であることを、当事者に周知していく必要があります。
- ②障害者が自立して地域で生活するにはグループホーム・ケアホームが不可欠との認識が事業者では強いものの、運営費の問題や定員が満たないというリスクもあり、整備が進んでいないのが現状です。支援のあり方を検討していく必要があります。
- ③地域において施設整備が速やかに進むよう、地域や市民に対して障害者への理解を広める必要があります。
- ④就労定着や引きこもり防止のために居場所の確保が求められていますが、誰もが集まれるサロンのような場所、休日などに障害者同士が集まって気軽に話せる場所など、そのニーズは様々で、地域性もあると想定されます。地域住民のニーズや地域での社会資源を地域が主体的に考え実践するために、日中活動の場の拡充が必要です。

課題３：就労支援の充実

障害者の自立にとって就労は重要な要素であり、障害者一人ひとりに適した仕事を提供し、それを継続できるよう支援することは最も基本的で重要な課題といえます。

こうした認識の下、伊勢崎市障害者計画では「いせさき版障害者就労モデル²」の構築を目標に掲げ、「伊勢崎市就労支援協議会」を設置し、ネットワークの強化充実に向け関係機関と協議を重ねてきました。こうした取組や「ハローワークいせさき」、「障がい者就業・生活支援センター メルシー」の実績もあって、当事者・事業者いずれも就労支援は一定の評価が得られました。しかし、障害者の一般雇用は未だに高いハードルがあることから、次の課題を掲げます。

- ①就労移行支援の 2 年間程度では一般就労を実現することが難しく、就労継続支援 B 型に行かざるを得ないケースが少なくありません。就労継続支援 A 型事業所を増やす努力が求められています。
- ②離職率が高く、職場定着も大きな課題となっています。ジョブコーチの育成、職場でのコミュニケーション能力の向上、職場規律の習得など作業訓練にとどまらない職業

² いせさき版障害者就労モデル：

障害がある人の希望する就労が実現できるように構築するもので、職場開拓・生活支援・職業訓練・フォローの 4 つの機能を併せ持ったワンストップ型の障害者就労支援システムのこと。

能力が求められます。また、気軽な相談や障害者同士の情報交換など、生活面も含めた総合的できめ細かな支援も重要となっています。

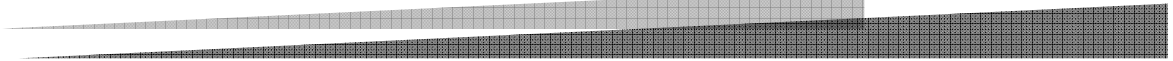
- ③就労支援協議会における関係機関の連携は進みましたが、障害者雇用率（とりわけ知的障害者と精神障害者）は低く、さらに多くの一般企業との関係を築いていく必要があります。短時間勤務など障害者の状態に合った柔軟な働き方ができるよう企業への働きかけ、障害者雇用を進める企業のノウハウの共有も含め企業間の連携、障害者雇用に取り組もうとする企業に対する支援なども検討していくことが大切です。

課題4：情報提供の充実

当事者・事業者いずれの評価も低く、他の様々な項目においても、“情報”というキーワードは基本的なこととなっています。このため多くの項目に関連する基本的な要素として、本計画においては以下の課題を掲げます。

- ①相談支援事業所、地域活動支援センターの存在やその目的を知らない当事者、家族が少なくありません。市民向けの広報紙や市ホームページにとどまらず、利用する側に立って情報をわかりやすく伝える工夫が求められています。
- ②障害者手帳の申請、日常生活用具をはじめとする各種サービスの内容や対象者の範囲などがわからないとする声が多くみられたことから、情報提供において質の向上が求められており、必要な人に届く情報の伝え方を工夫する必要があります。
- ③障害者や家族にとって必要な情報は何か、それを的確に提供するためにどのような方法が適切か、地域自立支援協議会を中心として現場のニーズを把握するなど議論を深める必要があります。
- ④居宅介護（ホームヘルプサービス）は、障害の特性を理解して提供することがたいへん重要ですが、現状では障害者を介護する人材が不足しています。障害者を理解しているヘルパーを確保する必要があります。

第3章 基本的な考え方



1. 本計画の方針と取組体制

基本理念

障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせる
いせさきの実現

基本施策

施策目標

施策

1 教育・育成
(育つ・学ぶ)

18歳まで地域
での一貫した教
育を実現しよう

- (1) 幼児教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実

2 雇用・就業
(働く)

いせさき版障害
者就労モデルを
つくろう

- (1) 障害者の雇用の場の拡大
- (2) 総合的な支援の充実

3 生活支援
(自立した生活をする)

障害の種別を超え
た総合的な相談支
援体制と多様な資
源のネットワーク
を確立しよう

- (1) 生活支援体制の充実
- (2) 相談体制の充実・強化
- (3) 権利擁護システムの充実

4 質の高い生活
(住まう・出かけ
る・高める)

障害のある人が地
域であたりまえの
生活ができる環境
をつくろう

- (1) 住環境の整備
- (2) 外出・社会参加手段の確保
- (3) 安全な建物・道路・交通機関の確保
- (4) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実

5 保健・医療
(すこやかに生きる)

いのちと健康を
守ろう

- (1) 疾病の予防と早期発見の推進
- (2) 健康の保持・増進施策の充実
- (3) 医療サービスの充実
- (4) 機能回復・維持訓練の充実

6 情報・コミ
ュニケーション
(つながる)

みんなで
つながろう

- (1) コミュニケーション手段の確保
- (2) 情報提供の充実

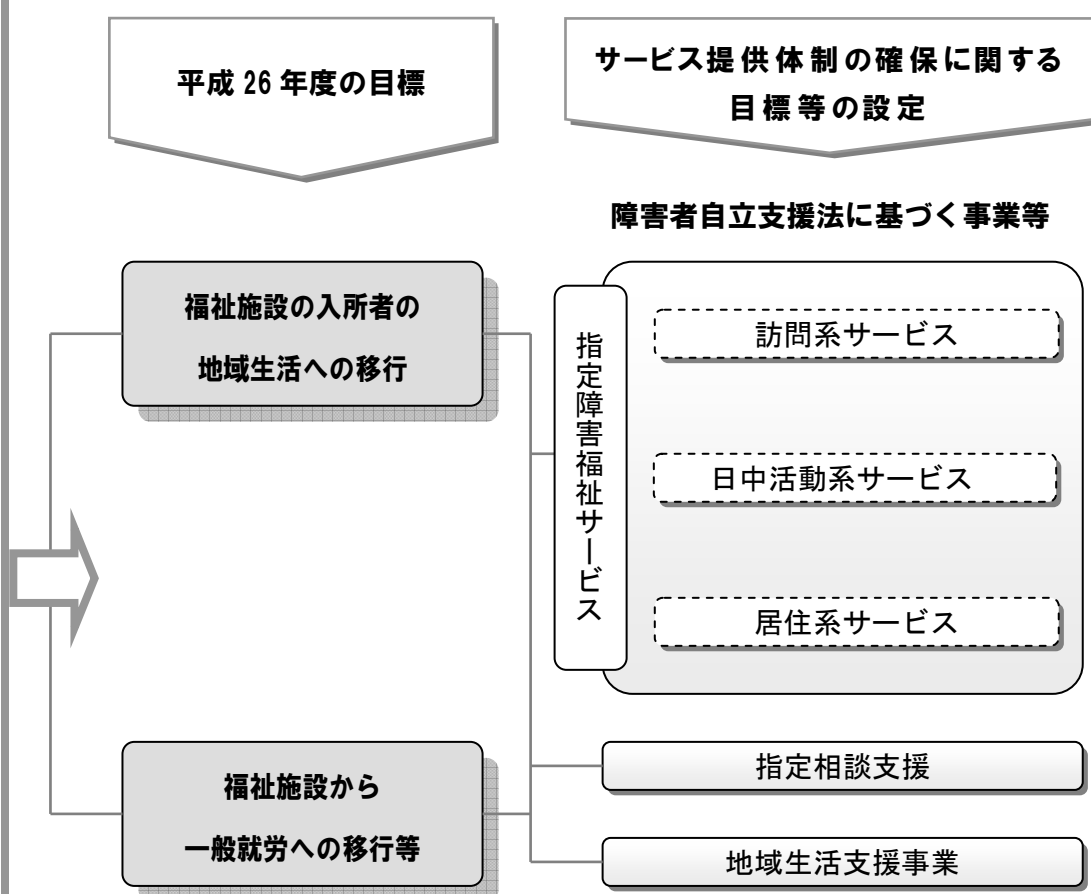
7 啓発・交
流・協働
(みんな一緒に)

心豊かな、安心・
安全な地域生活
を実現しよう

- (1) 啓発・福祉教育・交流活動の推進
- (2) 防災・安全対策の充実
- (3) 外国人障害者施策の充実
- (4) 地域福祉活動の促進

- ・この図表は伊勢崎市障害者計画と本計画との関係を表します。
- ・網掛け部分は本計画にかかる施策です。
- 「教育・育成」のうち(1)幼児教育・療育の充実は平成 24 年から児童福祉法に基づく施策です。

障害者自立支援法に基づき、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の具体化



(1) 方針

先の課題を受けて、本計画では次の方針に沿って取り組みます。

※◇は第2期計画から継続する取組、■は充実・強化する取組、◎は新たな取組

1. 相談支援の充実・強化

- ◇市民に対して相談支援事業を普及啓発します。
- ◇地域の身近な相談者として期待される民生委員児童委員に対して障害者理解の促進に努めます。
- ◇夜間、休日に対応できる相談体制の充実に努めます。
- 相談・生活支援センターの体制を整備し、これまで以上に相談支援の充実を図ります。
- 地域における連携や家族の不安の解消など、さらに質の高い相談支援を行います。
- ◎発達に不安や心配がある児童とその保護者に対して、総合的な支援の場を整備します。

2. 住まい・居場所の確保

- ◇地域の施設等を活用し、休日に気軽に集まれる場の整備を検討していきます。
- グループホーム・ケアホームの整備促進に向け、情報提供など必要な支援を行います。
- ◎障害の種別や程度を問わず日中活動の場が確保されるよう、整備を検討していきます。
- ◎通学の機会を確保するため、緊急時の通学について支援していきます。

3. 就労支援の充実

- ◇就労に関するネットワークの充実を図り、障害者の就労を推進します。
- ◎就労の場や就労経験を積む場を広げ、障害者の就労機会拡大を推進します。

4. 情報提供の充実

- ◇当事者の立場に立ったサービス利用案内を作成します。
- ◇広報紙や市ホームページ等を活用した情報提供を推進します。

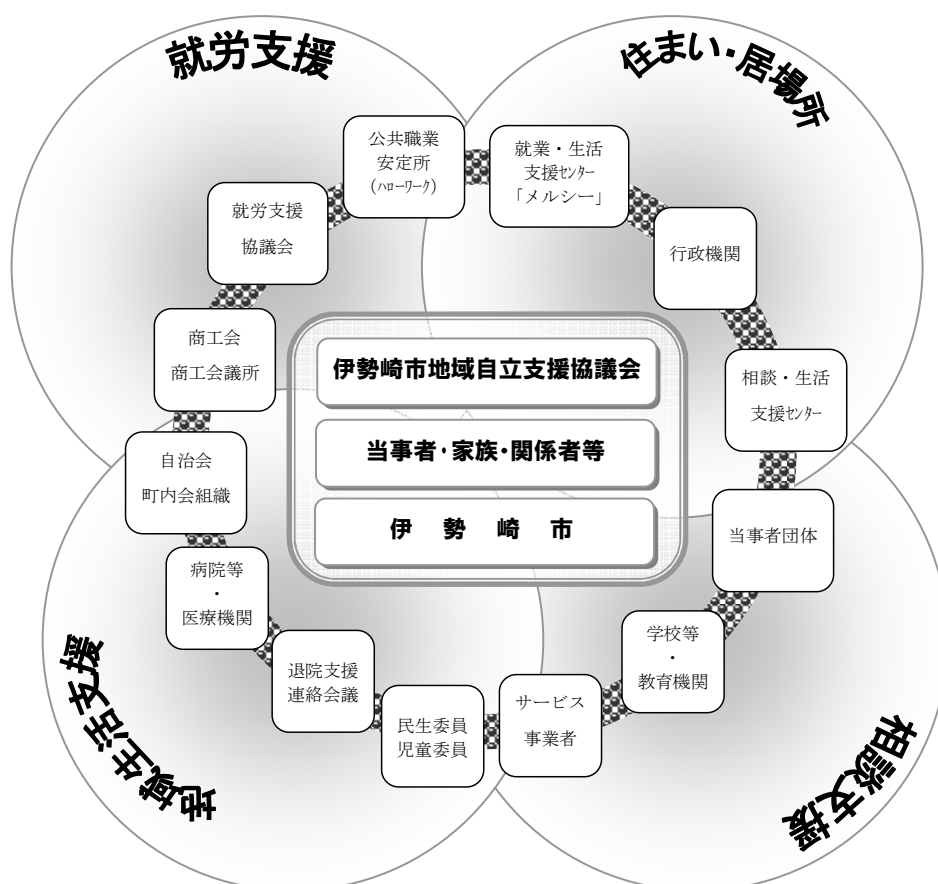
（２）取組体制の強化

サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保や困難事例への対応などのあり方に対する協議・調整、地域関係機関によるネットワーク構築等を行う地域自立支援協議会は、整備法（障害者自立支援法の一部改正）により平成 24 年 4 月から設置が法定化されました。平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行も踏まえ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止のためのネットワーク化という役割の強化が求められています。

本市は平成 18 年度に地域自立支援協議会を設置しており、全体会議は年 3 回程度、定例会議は年 9 回程度、個別支援会議は随時開催し、また、課題の研究等を行う特定課題会議を設置してきましたが、本計画においては、地域自立支援協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化し、課題の解決に向けた取組を推進していきます。

また、整備法（障害者自立支援法の一部改正）により、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村における設置が可能となりました。本市では平成 19 年度から「障害者（児）相談・生活支援センター」を設置しており、本計画においては地域の相談支援の拠点として明確に位置づけ、相談支援、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の機能強化のために、関係機関とのネットワークを強化します。

図表 23 本計画の取組に向けたネットワークの構築

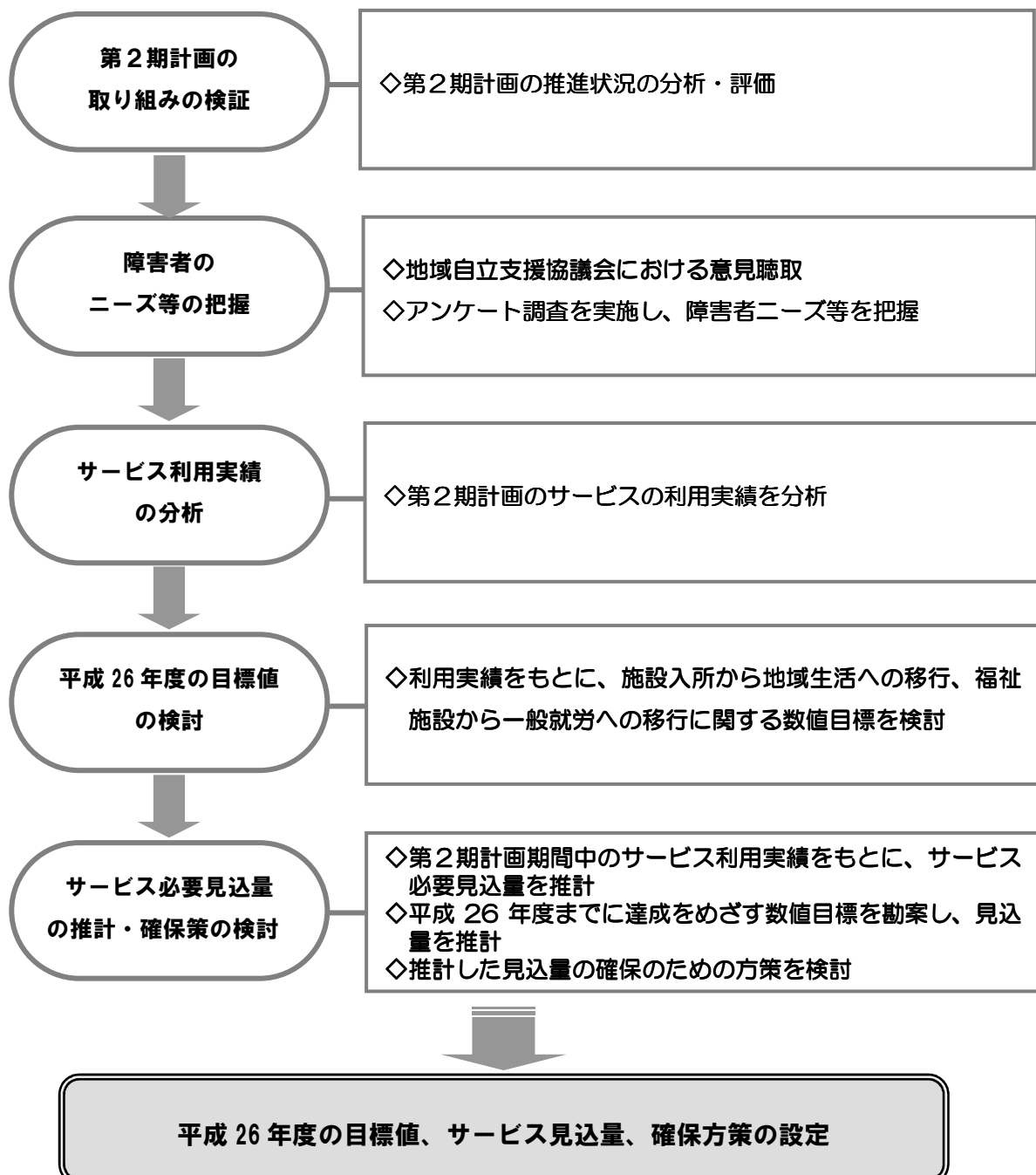


2. 平成 26 年度の目標値の設定

(1) サービス見込量設定の考え方

第2期計画の進捗状況の分析・評価、障害者数の実績及び推移、サービス利用実績を基礎とし、ヒアリング調査等で把握した障害者のニーズや、入所施設や病院からの地域移行などを見込み、平成 26 年度までに達成をめざす目標値の設定と平成 24 年度から平成 26 年度におけるサービスの必要見込量を推計します。

図表 24 サービス必要見込量推計の流れ



(2) 平成 26 年度の目標値の設定

本計画では、国の基本指針及び考え方、県の基本的な考え方を踏まえ、平成 26 年度を目標年度として、次の 2 つの目標値を設定します。

なお、精神科病院から地域生活への移行に関する数値目標は、今回の計画では都道府県において目標を設定することとなりました。このため本市の計画では記載しません。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

② 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

□サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、第 1 期計画の目標値は入所者数の 1 割以上が地域生活へ移行し、平成 23 年度末の入所者数を 7 % 以上削減することが基本とされました。

□本市の福祉施設の入所者は、平成 17 年 10 月時点で 226 人となっており、第 1 期、第 2 期計画ともに入所者数の 10.2% の地域移行をめざしました。

□本計画においては入所者数の 16.3% の地域移行をめざし、これに合わせて平成 26 年度末の入所者数は 7.1% の減少をめざします。

□新たに施設に入所するケースについては、ケアホーム等での対応が困難な方などその必要性に応じて判断することとします。

図表 25 福祉施設の入所者の地域生活への移行

事 項	数 値	備 考
現入所者数 (A)	226 人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数※ ※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の計
目標年度入所者数 (B)	210 人	平成 26 年度末時点の見込み
削減見込目標値	16 人 減少率 (7.1%)	(A)－(B)の値
地域移行目標数	37 人 移行率 (16.3%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム、家庭復帰等の地域へ移行する者の数

② 福祉施設から一般就労への移行等

□本計画においては第1期及び第2期計画に掲げた目標を継承し、平成26年度の一般就労移行者数を5人と設定し、ハローワークや福祉施設、就労支援協議会等の連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

□障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図ります。

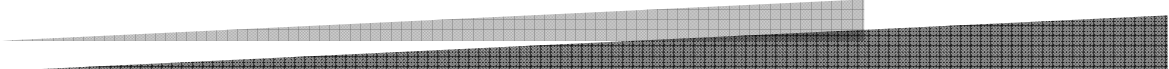
□市役所の障害者雇用については、引き続き法定雇用率を上回るよう努めます。

□市役所からの受注機会の拡大を進め、福祉施設の製作品の販路拡大に努めます。

図表 26 福祉施設から一般就労への移行

事 項	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	5 人	平成 26 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第4章 サービスの見込量とその確保の方策



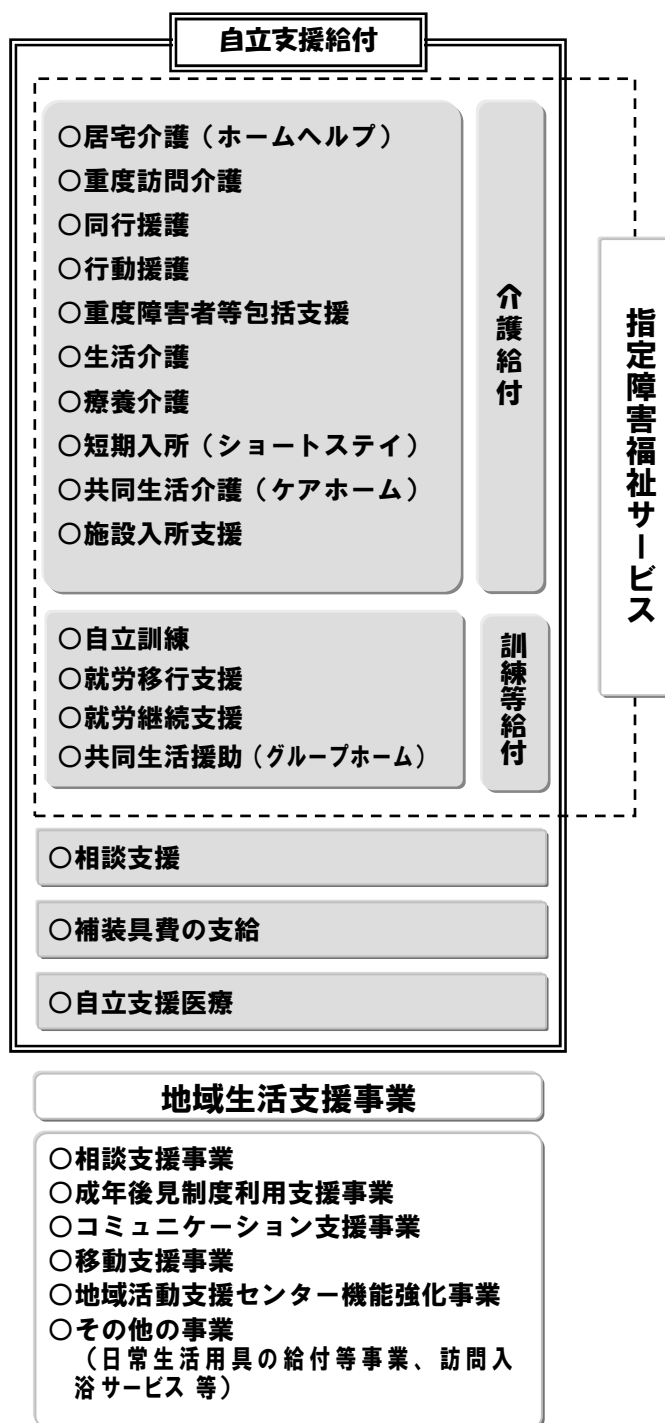
1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に則して、サービスの見込量とその確保のための方策について定めます。

障害者自立支援法に基づくサービス体系は図表のとおりです。

なお、従来の児童デイサービスは、平成 24 年度から児童福祉法に基づくサービスとなります。

図表 27 障害者自立支援法に基づくサービス体系

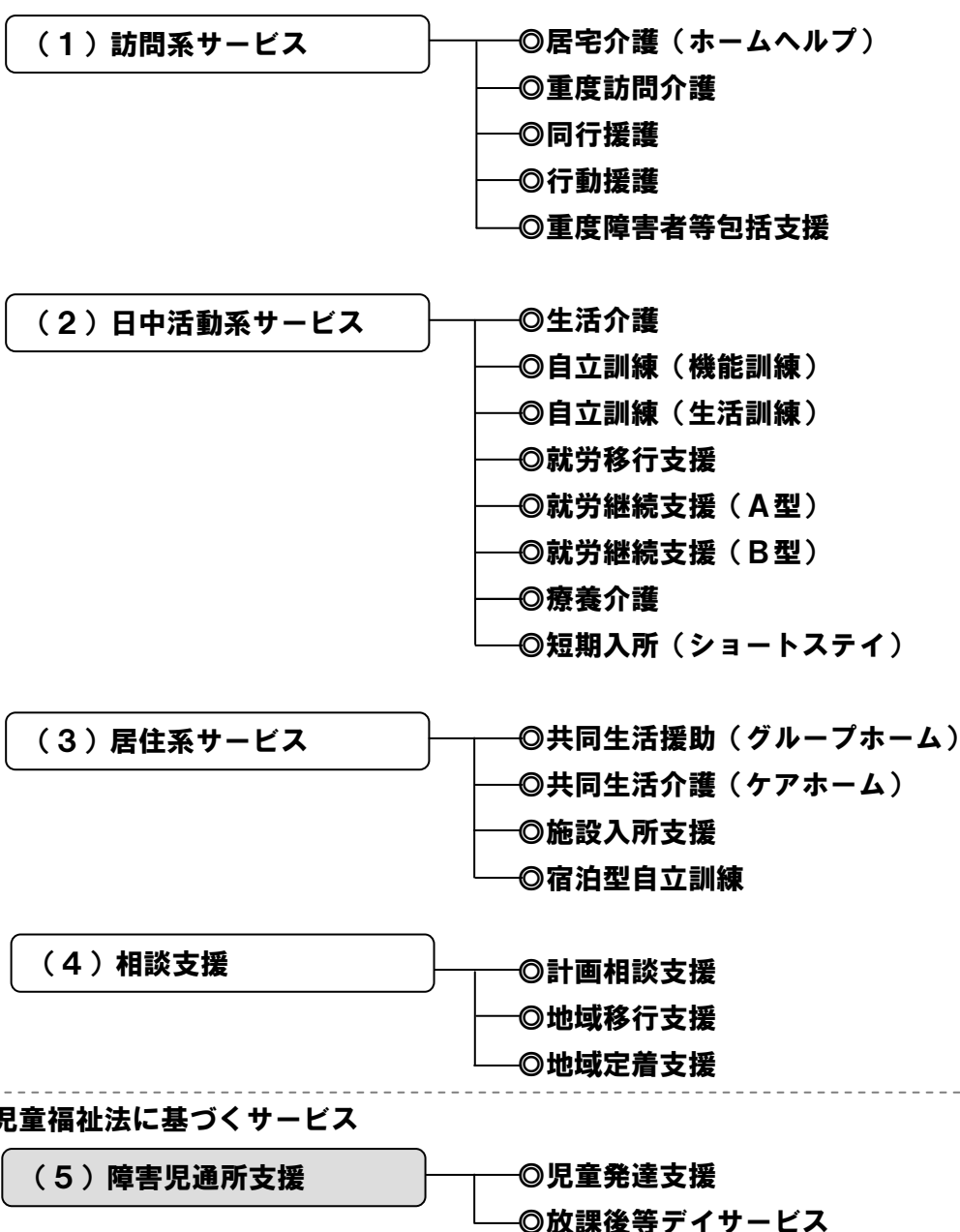


2. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に関する事項

平成 26 年度の目標値の実現に向けて、平成 24 年度から平成 26 年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 28 指定障害福祉サービス及び指定相談支援一覧



※児童福祉法に基づくサービスは本計画策定の対象ではありませんが、本市では第2期計画との整合性を踏まえ見込量等を設定することとします。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには次の５つのサービスがあります。

同行援護については、整備法（障害者自立支援法の一部改正）により、平成 23 年 10 月から新たに創設されたサービスです。概ね、重度視覚障害の方が対象となります。

サービス種別	実施内容
◎居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
◎行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
◎重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔現状〕

- 平成 23 年 10 月の訪問系サービスの利用者は 160 人、利用時間は 3,994 時間で、1 人あたり利用時間は 25.0 時間となっています。利用者数、利用時間ともに伸びてきています。

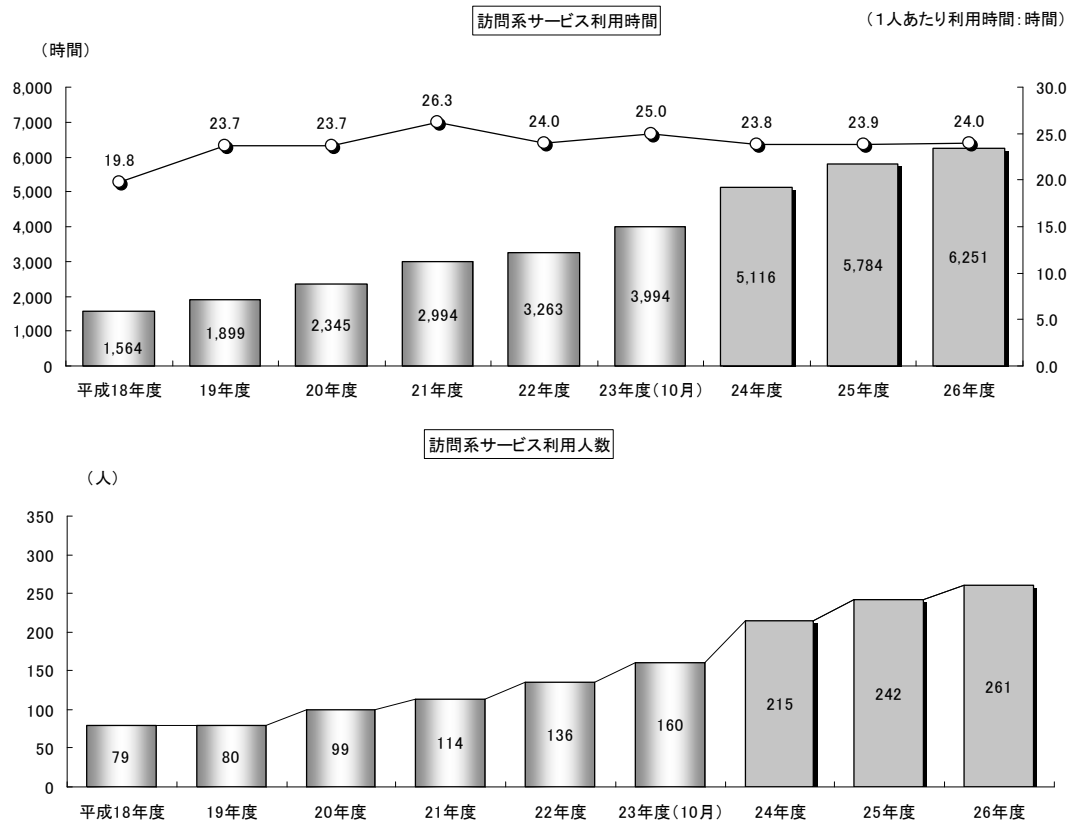
〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 同行援護以外のサービスについては、これまでの利用者の伸びに基づき推計し、過去の利用実績における 1 人あたり利用時間に乗じて算出しました。
- 同行援護については、地域生活支援事業として実施してきた移動支援事業の利用者のうち、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の利用移行を勘案し、算出しました。

図表 29 同行援護の見込量（月間）

	24年度	25年度	26年度
延べ利用量(時間)	616	633.6	651.2
実利用者数(人)	35	36	37
1人あたり利用時間	17.6	17.6	17.6

図表 30 訪問系サービスの実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用量 (時間)	1,564	1,899	2,345	2,994	3,263	3,994	5,116	5,784	6,251
実利用者数 (人)	79	80	99	114	136	160	215	242	261
1人あたり 利用時間	19.8	23.7	23.7	26.3	24.0	25.0	23.8	23.9	24.0

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 3障害共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めていきます。
- 伊勢崎市障害者自立支援給付認定審査会の意見や障害程度区分等を勘案しつつ、利用者の生活自立をめざした適切なサービスの提供に努めていきます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 創設された同行援護については、同行援護アセスメント調査票による的確な調査を行うとともに、サービス提供事業者に対して国が定める同行援護従事者の資格要件を満たすよう促し、質の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

〔内容及び現状〕

■常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

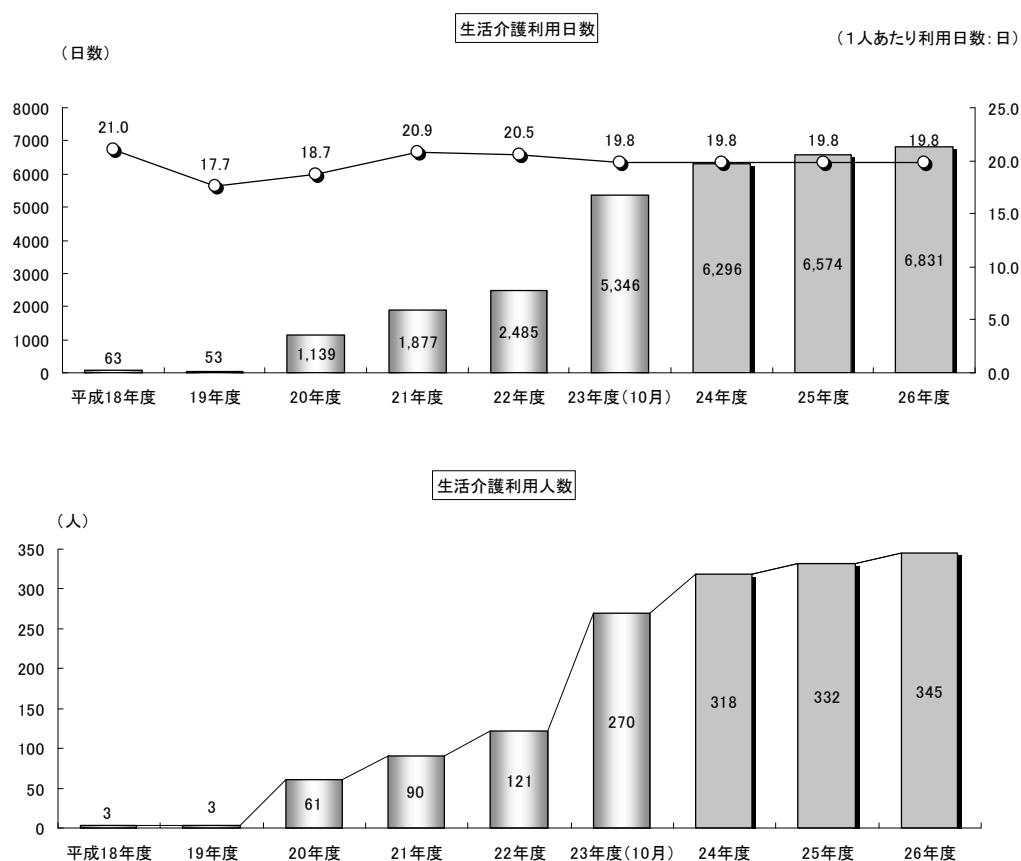
■平成 20 年度以降、障害者支援施設等の旧体系からの移行に伴い利用者は年々増加しており、平成 23 年度では月間利用者数は 270 人となっています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

■利用者数に過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しています。

■平成 23 年 10 月の利用者数の実績を基本に、旧体系からの移行分等を上乗せします。

図表 31 生活介護の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用量 (日数)	63	53	1,139	1,877	2,485	5,346	6,296	6,574	6,831
実利用者数 (人)	3	3	61	90	121	270	318	332	345
1人あたり 利用日数	21.0	17.7	18.7	20.9	20.5	19.8	19.8	19.8	19.8

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 3障害が共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえつつ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解した従事者の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

②自立訓練（機能訓練）

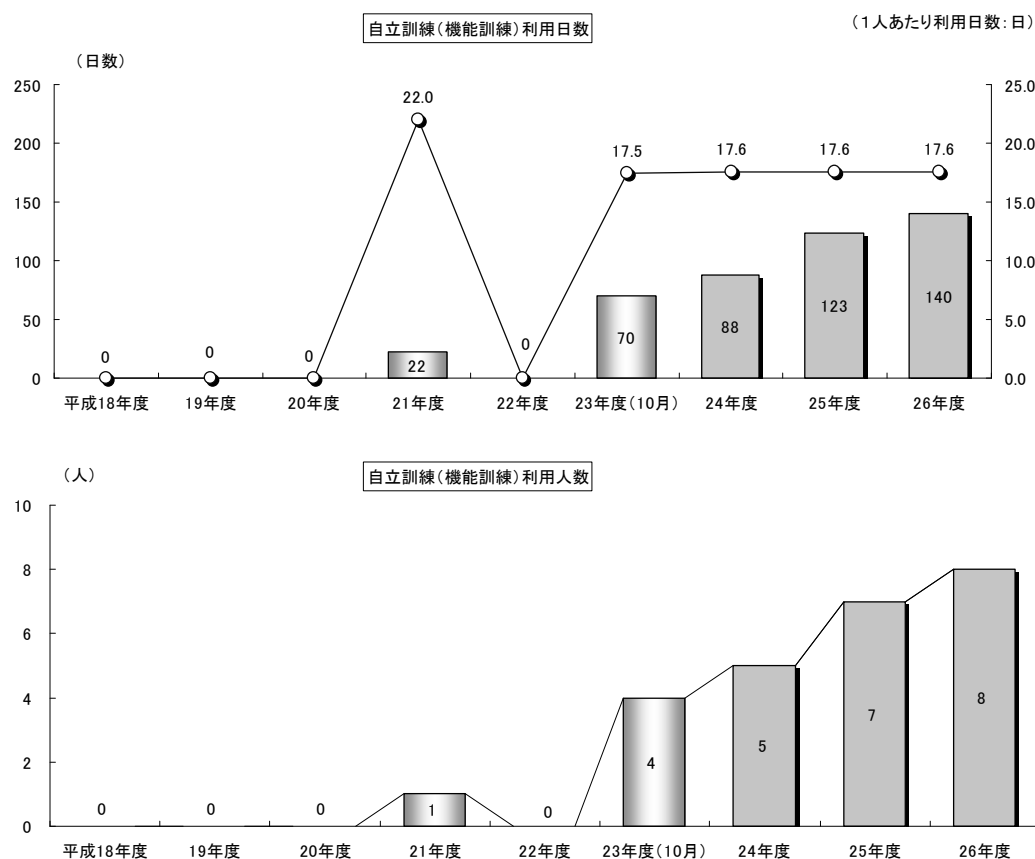
〔内容及び現状〕

- 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。標準利用期間は概ね18か月です。
- 平成21年度に1人、平成23年度は4人の利用があります。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 平成23年10月の利用者数の実績を基本に、施設入所者の地域生活への移行を考慮し、1人あたり利用日数を乗じて算出しています。

図表 32 自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用量 (日数)	0	0	0	22	0	70	88	123	140
実利用者数 (人)	0	0	0	1	0	4	5	7	8
1人あたり 利用日数	0.0	0.0	0.0	22.0	0.0	17.5	17.6	17.6	17.6

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

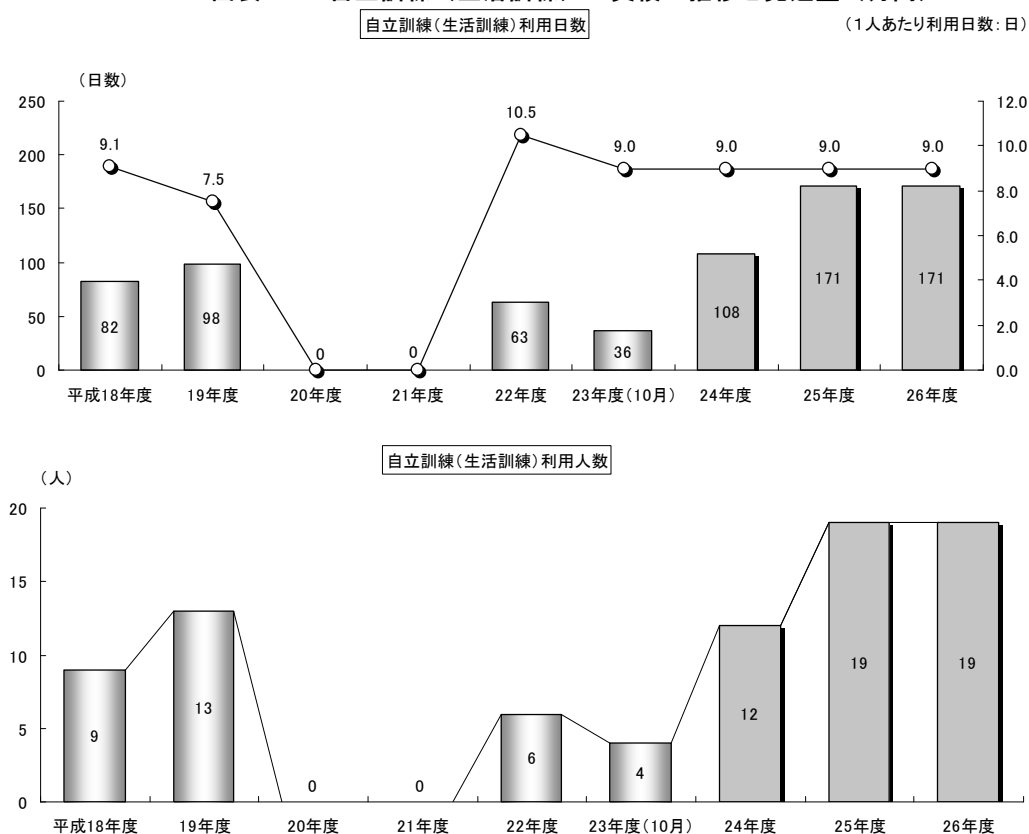
〔内容及び現状〕

- 自立した日常生活または社会生活が送れるよう、一定期間、生活機能の向上のために必要な訓練を行います。標準利用期間は 24 か月、長期入所・入院は 36 か月です。
- 平成 22 年以降利用されています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しています。
- 新たな事業所の開設による増加分を上乗せしています。

図表 33 自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用量 (日数)	82	98	0	0	63	36	108	171	171
実利用者数 (人)	9	13	0	0	6	4	12	19	19
1人あたり 利用日数	9.1	7.5	0.0	0.0	10.5	9.0	9.0	9.0	9.0

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。

④就労移行支援

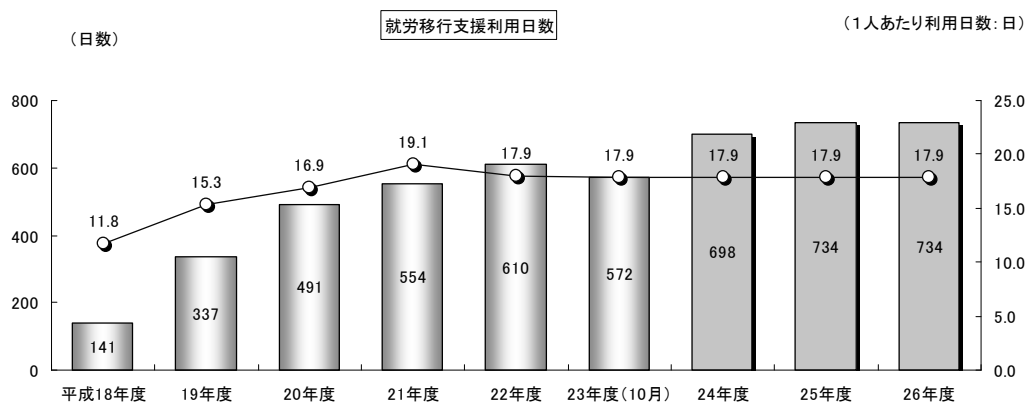
〔内容及び現状〕

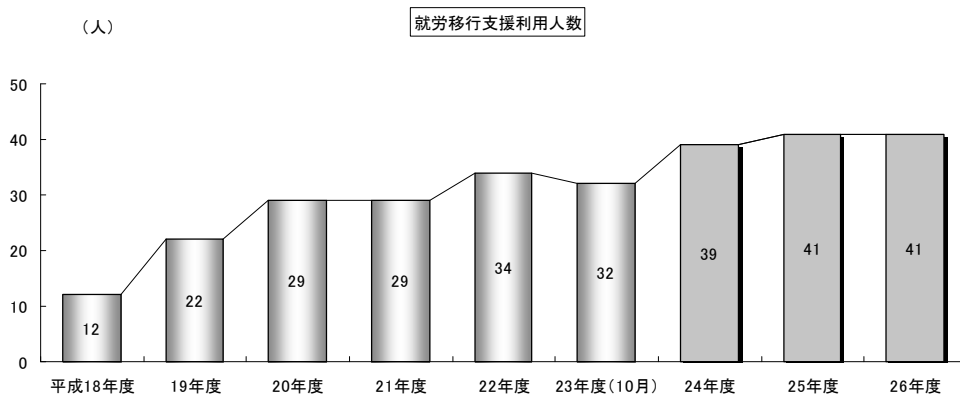
- 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 利用者は緩やかな増加傾向であり、平成 23 年 10 月では利用者は 32 人となっています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しています。
- 平成 23 年 10 月の利用実績を基本に、新体系移行分等を上乗せしています。

図表 34 就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）





	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用量 (日数)	141	337	491	554	610	572	698	734	734
実利用者数 (人)	12	22	29	29	34	32	39	41	41
1人あたり 利用日数	11.8	15.3	16.9	19.1	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 地域自立支援協議会及び就労支援協議会において一般企業への就労を重要課題と位置づけ、相談支援事業者や就労移行支援事業者との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくり等に取り組みます。
- 地域自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等関係機関との連携を促進し、職場の開拓、個々の障害者に応じた支援計画の策定等、就職・職場定着を支援します。

⑤就労継続支援（A型）

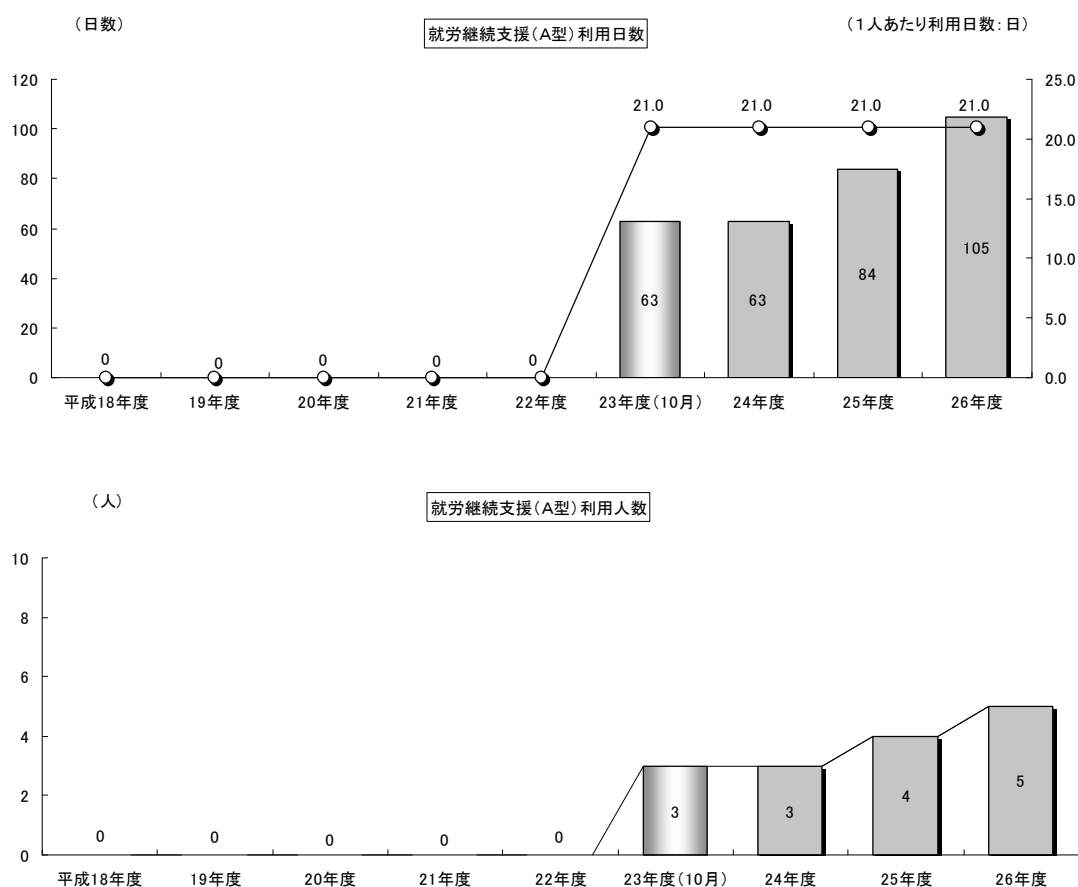
〔内容及び現状〕

- 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。
- 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。
- 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。
- 事業所が県内でも少ないため、これまで支給決定がありませんでしたが、現在は利用されています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に過去の利用実績による1人あたり利用日数を乗じて算出しています。
- 平成 23 年 10 月の利用者数に利用者の伸びを推計し見込みます。

図表 35 就労継続支援（A型）の実績の推移と見込量（月間）



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
延べ利用量 (日数)	0	0	0	0	0	63	63	84	105
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	3	3	4	5
1人あたり 利用日数	0	0	0	0	0	21.0	21.0	21.0	21.0

注：平成23年度は10月値

〔見込量確保の方策〕

- 地域自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業などとの連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。
- 事業所の整備が促進されるよう、事業者に対し協力を求めます。

⑥就労継続支援（B型）

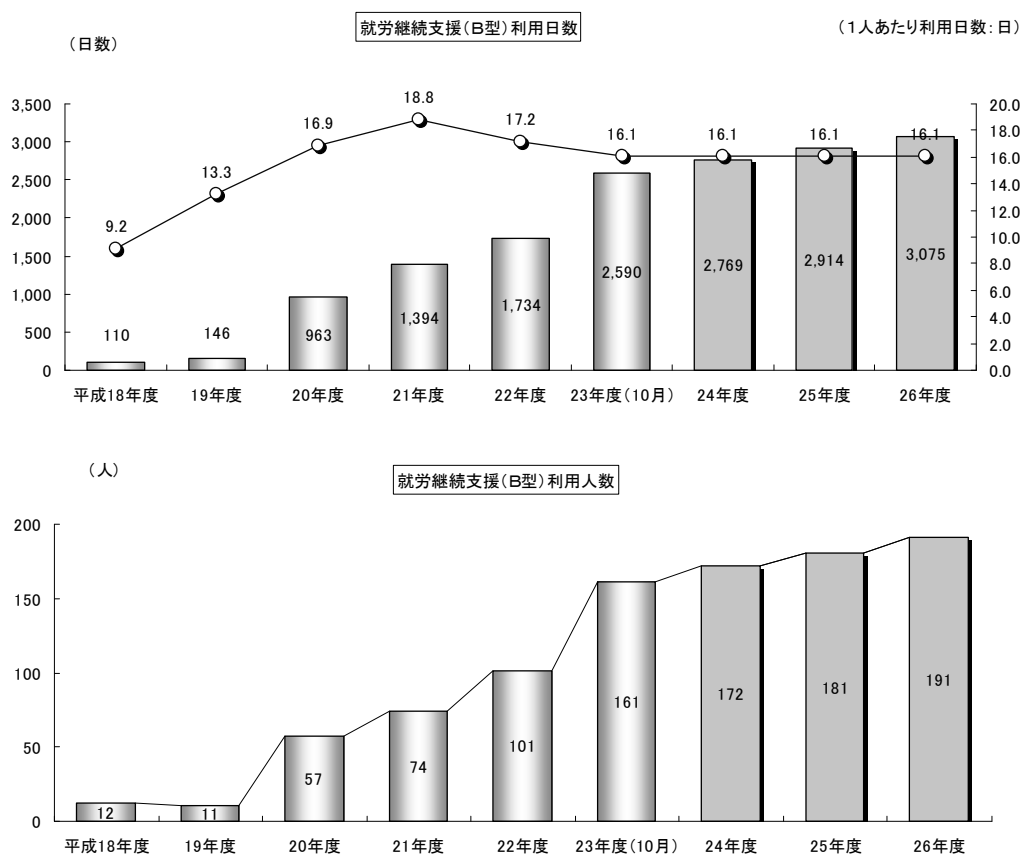
〔内容及び現状〕

- 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。
- 就労の機会や生産活動の機会を提供します（雇用契約は締結しない）。
- 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
- 旧体系からの移行に伴い平成 20 年度から利用者が急増しました。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しています。
- 平成 23 年 10 月の利用実績を基本に、旧体系からの移行分等を上乗せしています。

図表 36 就労継続支援（B型）の実績の推移と見込量（月間）



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
延べ利用量 (日数)	110	146	963	1,394	1,734	2,590	2,769	2,914	3,075
実利用者数 (人)	12	11	57	74	101	161	172	181	191
1人あたり 利用日数	9.2	13.3	16.9	18.8	17.2	16.1	16.1	16.1	16.1

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 地域自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業などとの連携のもとで、工賃の確保にも留意します。

⑦療養介護

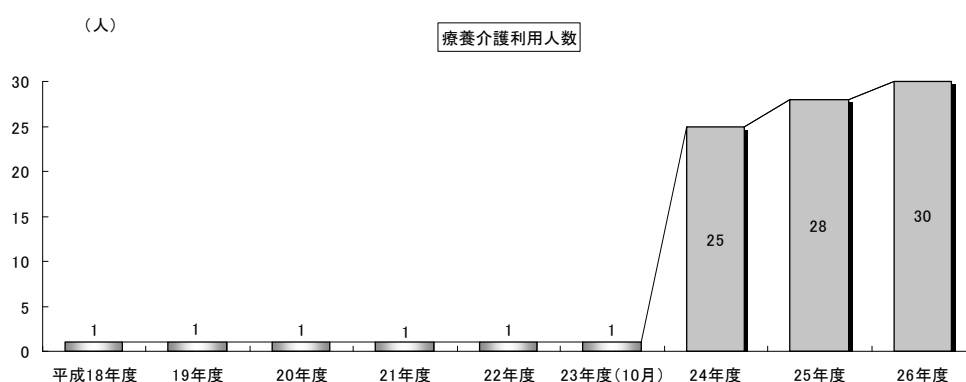
〔内容及び現状〕

- 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
- 平成 23 年度の利用者は 1 人ですが、平成 24 年度から 18 歳以上の障害児施設入所者が移行します。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 平成 23 年 10 月の利用者数に 18 歳以上の障害児施設入所者の移行数（県調査による）を上乗せし、また、利用者の伸びを推計し見込みます。

図表 37 療養介護の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1	25	28	30

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 医療機関においてサービス提供が行われており、今後も医療機関との連携を図ります。
- 18 歳以上の障害児施設入所者について、関係機関との連携を密に行います。

⑧短期入所

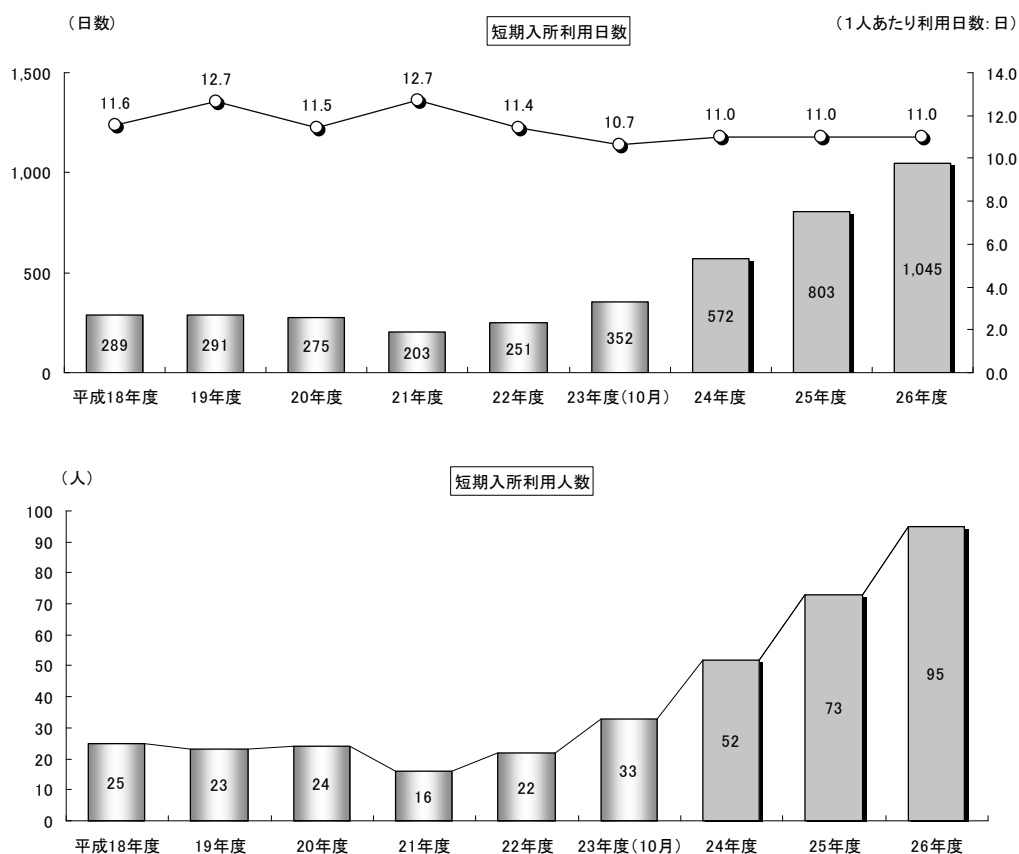
〔内容及び現状〕

- 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 平成 23 年 10 月の利用者は 40 人です。支給決定者数は多いですが、実際の利用者数は少ないという傾向があります。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しています。
- 施設入所者の地域生活への移行を考慮し、3～4 割増の利用者を見込みます。

図表 38 短期入所の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用量 (日数)	289	291	275	203	251	352	572	803	1,045
実利用者数 (人)	25	23	24	16	22	33	52	73	95
1人あたり 利用日数	11.6	12.7	11.5	12.7	11.4	10.7	11.0	11.0	11.0

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

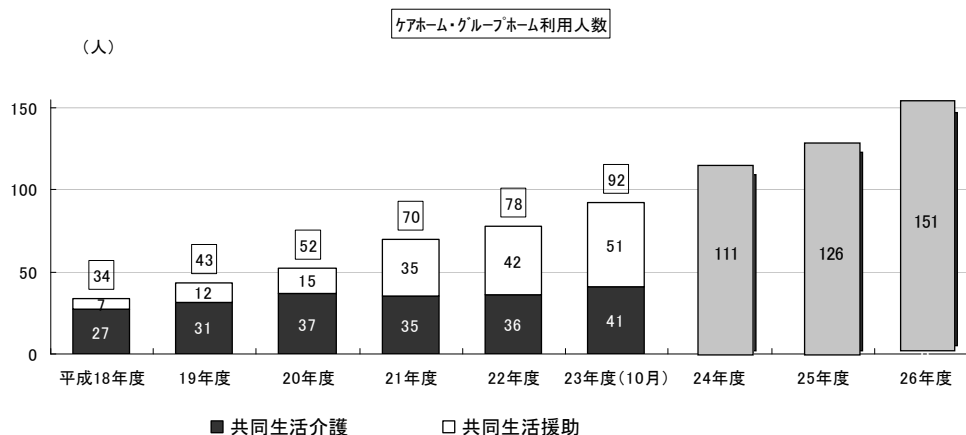
〔内容及び現状〕

- 共同生活援助（グループホーム）は、介護を必要としない障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を提供します。
- 共同生活介護（ケアホーム）は、介護を必要とする障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
- グループホーム・ケアホームの過去3年間の利用状況は、緩やかな増加傾向となっています。今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホームの提供体制を整備することが課題です。
- ケアホームは、グループホーム・ケアホーム事業を一体的に行うことが可能になったことから、平成21年度以降利用者が増加しています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 事業者動向や福祉施設・精神科病院からの地域移行等を勘案して、新規利用者を見込みます。

図表 39 共同生活援助・共同生活介護の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
グループホーム	27	31	37	35	36	41			
ケアホーム	7	12	15	35	42	51			
合計	34	43	52	70	78	92	111	126	151

注：平成23年度は10月値

〔見込量確保の方策〕

- サービス見込量の確保にあたっては、事業者による共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進するよう、協力を求めます。

②施設入所支援

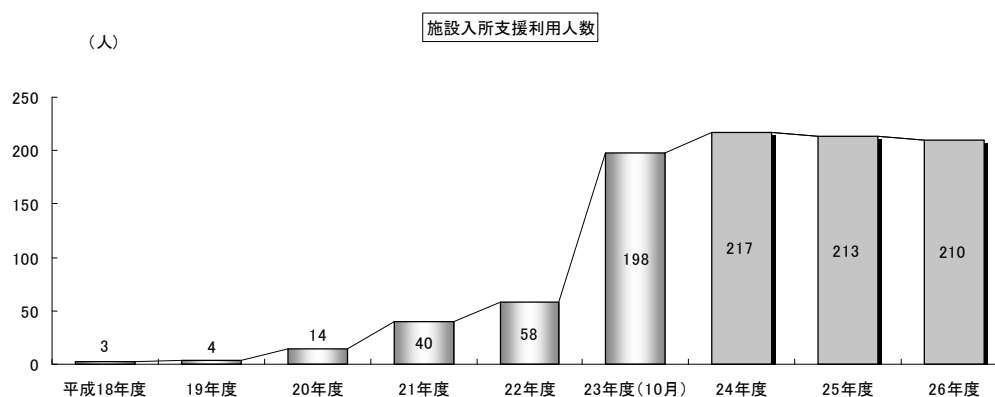
〔内容及び現状〕

- 施設に入所する障害者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 平成 23 年 10 月では 198 人の利用となっています。平成 23 年度末で旧体系からの移行が完了することで、利用者の急増が見込まれます。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 旧体系からの移行を勘案して利用者数を設定し、見込量を算出しました。また、算定においては、施設入所者の地域生活への移行を考慮するものとします。

図表 40 施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 （人）	3	4	14	40	58	198	217	213	210

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- 施設入所者の円滑な地域生活への移行を実現するため、地域における社会資源の整備等に取り組みます。

③宿泊型自立訓練³

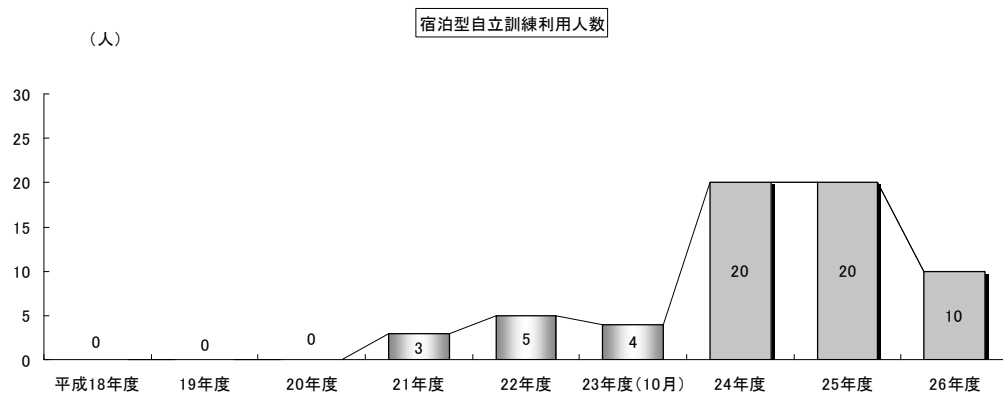
〔内容及び現状〕

- 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成 24 年度からは就労継続支援等の日中活動サービスやショートステイの事業等との組み合わせが可能となるほか、地域移行支援・地域定着支援を組み合わせ実施します。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しています。
- 旧体系からの移行分を上乗せし、また、標準利用期間（原則 24 か月）終了後の増減を見込みます。

図表 41 宿泊型自立訓練の実績の推移と見込量（月間）



	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 (人)	0	0	0	3	5	4	20	20	10

注：平成 23 年度は 10 月値

〔見込量確保の方策〕

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。

³ 宿泊型自立訓練：

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。対象者は自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者です。

（４）相談支援

〔内容及び現状〕

- 相談支援は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスです。
- これまでは自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人などに利用が限定されており、本市においては実績がありませんでした。
- 整備法（障害者自立支援法の一部改正）により、対象者を拡大したほか、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考にするよう見直しが行われました。計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

〔サービス見込量設定に関する国の考え方〕

- 計画相談支援：障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として３年間で計画的にすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量を見込む。
- 地域移行支援：福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
- 地域定着支援：地域における単身の障害者や家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- これまでの実績がないことから、国の基本指針及び県の基本的な考え方に即してサービス量を見込みます。

図表 42 相談支援の見込量（月間）

	24 年度	25 年度	26 年度
計画相談支援(人)	22	52	82
地域移行支援(人)	6	6	7
地域定着支援(人)	3	4	5

〔見込量確保の方策〕

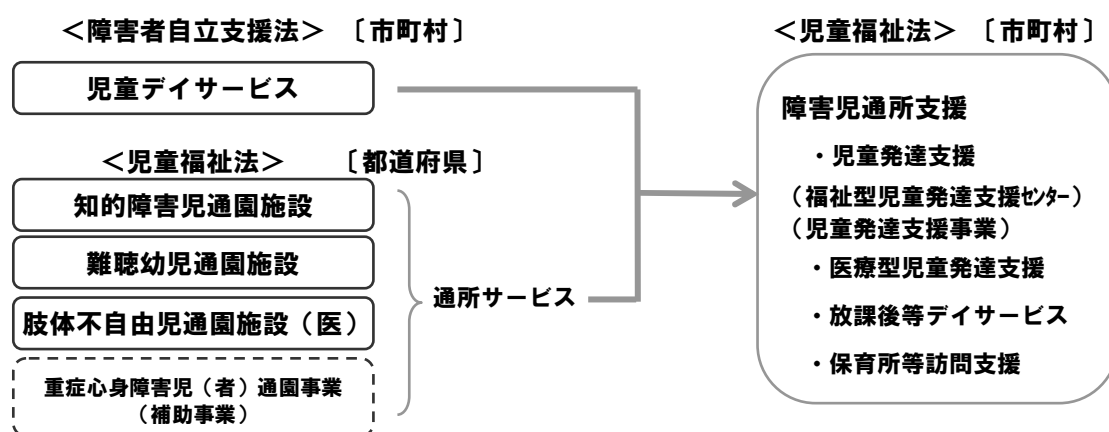
- ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。
- 相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。

（５）障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）

〔内容及び現状〕

- 整備法（児童福祉法の改正）により、従来の児童デイサービス（Ⅰ型・Ⅱ型）は平成 24 年 4 月以降、児童福祉法に基づく事業となり、これまでの児童デイサービスのうち、未就学児童を対象とするものが児童発達支援（主にⅠ型）、就学児童を対象とするものが放課後等デイサービス（主にⅡ型）としてそれぞれ再編されます。

図表 43 障害児事業の一元化イメージ



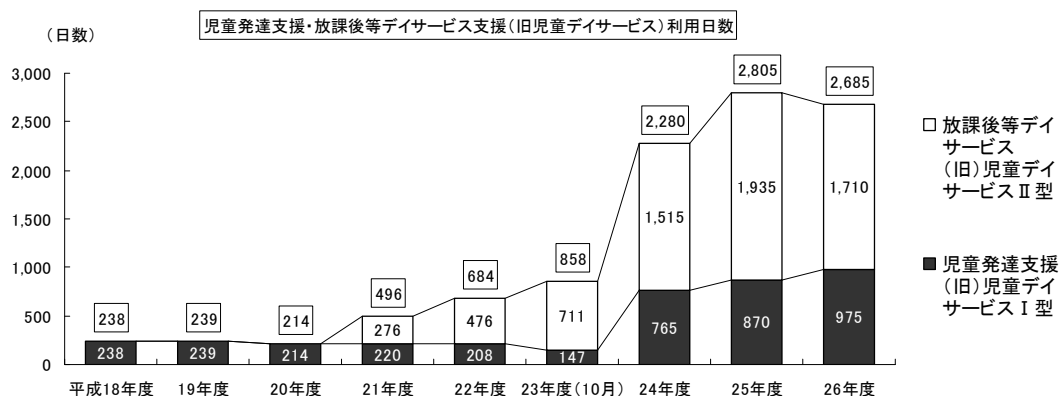
資料：厚生労働省
注：（医）は医療を提供

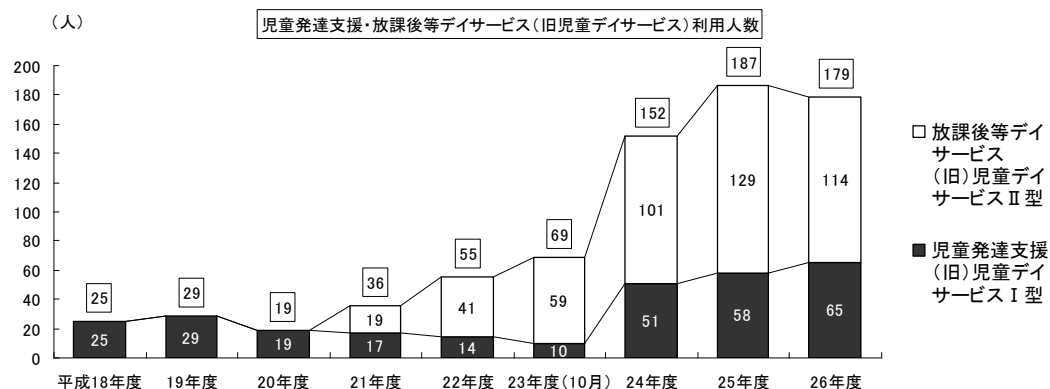
- 平成 21 年度から市内に新規事業所が増えているため、利用者が増加しました。
- 心身障害児集団活動・訓練事業を行っていた事業所が、平成 21 年度から順次、児童デイサービス（Ⅱ型）へ移行しています。
- 平成 23 年 10 月の利用者は未就学児童が 10 人、就学児童が 59 人となっています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- これまでの利用者の伸びに基づき推計し、過去の利用実績による 1 人あたり利用日数を乗じて算出しました。
- 新たな事業所の開設及び、児童福祉法の改正による増加分を上乗せしています。

図表 44 児童発達支援・放課後等デイサービス（旧児童デイサービス）の実績の推移と見込量（月間）





		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童発達支援	利用	238	239	214	220	208	147	765	870	975
放課後等デイサービス	日数	0	0	0	276	476	711	1,515	1,935	1710
合 計		238	239	214	496	684	858	2,280	2,805	2,685
児童発達支援	利用	25	29	19	17	14	10	51	58	65
放課後等デイサービス	者数	0	0	0	19	41	59	101	129	114
合 計		25	29	19	36	55	69	152	187	179

注：平成23年度は10月値

〔見込量確保の方策〕

- サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 子どもの発達の状況などに合わせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。

3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の 3 点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- ①本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- ②障害の種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービス⁴の活用・育成にも取り組みます。

（１）実施する事業の内容

サービス種別	実施内容
障害者（児）相談・生活支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者（児）の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。
障害者相談支援事業	身体・知的・精神の各障害の多様な相談に対応できるよう総合的な相談支援の場として、障害者（児）相談・生活支援センターを設置しています。
相談支援機能強化事業	障害者（児）相談・生活支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人等の権利擁護を図ります。

⁴ インフォーマルサービス：

行政の公的サービス（フォーマルサービス）に対し、地域住民、ボランティア、NPO、民間事業者による有償・無償で提供されるきめ細かなサービスをいいます。

サービス種別	実施内容
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所障害福祉課に設置し、また、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会に設置の委託をしています。
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行いません。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行いません。
知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業	意志の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。
日常生活用具給付事業	重度障害者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

サービス種別	実施内容
生活支援事業	障害のある人の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。
ボランティア活動支援事業	障害のある人が地域に貢献し、自主的に社会参加ができるよう、ボランティア活動を支援します。
聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	聴覚・視覚に障害のある人に対して、講座などを開催して日常生活上必要な訓練・指導を行います。
聴覚障害者ミニデイサービス事業	聴覚に障害のある高齢者を対象に、情報や食事の提供等を通して、自立生活や介護予防を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。
日帰り短期事業	障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
心身障害児集団活動・訓練事業	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の放課後及び長期休み中、障害のある子どもの集団活動や社会適応訓練を行います。
登録介護者事業	心身障害児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。
サービスステーション事業	心身障害児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。
社会参加促進事業	障害のある人の能力や適正に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報紙をはじめ障害のある人等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを障害のある人等に定期的に提供します。
手話・要約筆記・朗読奉仕員養成事業	聴覚、視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、手話通訳、要約筆記、音訳などの各種養成講座を実施します。
自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業	障害のある人に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

（２）サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策

①障害者（児）相談・生活支援事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、相談支援事業に該当する事業です。
- 本市では平成 19 年度以降、3事業所を 1 箇所に集約する形で「障害者（児）相談・生活支援センター」として整備してきました。
- 整備法（障害者自立支援法の一部改正）により、従来の地域自立支援協議会設置事業は地域生活支援事業としての位置づけではなくなりました。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 障害の種別を問わず対応できる相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。
- 更なる体制の充実のため、1 箇所の増加を見込みます。

図表 45 障害者（児）相談・生活支援事業の実績の推移と見込量

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
障害者相談支援事業	(実施 箇所数)	3	3	3	4	4	4
基幹相談支援センター		—	—	—	設置	設置	設置
相談支援機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

〔見込量確保の方策〕

- 障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的に支援します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、平成 24 年度中の設置に向けて検討します。
- 相談支援体制の充実に向けて、障害者（児）相談・生活支援センターを中心に、相談窓口と地域の関係機関の連携強化に努めます。

②成年後見制度利用支援事業

〔内容及び現状〕

- 障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。これまで任意事業として実施してきましたが、必須事業となりました。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 整備法（障害者自立支援法の一部改正）により必須事業化されたため、必要量を見込みます。

図表 46 成年後見制度利用支援事業の実績の推移と見込量

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
成年後見制度利用支援事業	(実利用者数)	実施	実施	実施	4	8	12

〔見込量確保の方策〕

- 成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害者への支援として、引き続き支援に努めます。
- サービスを必要とする障害者が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

③コミュニケーション支援事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、コミュニケーション支援事業に該当する事業です。
- 平成 23 年度から、知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。
- 平成 23 年度からの手話通訳者派遣事業については、通訳者設置事業における派遣件数を除いた数となっています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 平成 23 年度の実績（推計）を勘案して見込量を算出しています。

図表 47 コミュニケーション支援事業の実績の推移と見込量

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	(延べ利用者数)	996	902	600	610	620	630
要約筆記者派遣事業	(延べ利用者数)	8	10	8	10	10	12
知的障害等入院時コミュニケーション支援事業	(延べ利用者数)	—	—	1	3	4	5

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 手話通訳設置事業については、現在の設置者数を継続していきます。
- 手話通訳者及び要約筆記者を増やしていくとともに、養成や技能の向上を図るため、引き続き計画的な手話通訳者・要約筆記者養成講座を実施します。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、また、適切な情報の周知に努めます。

④日常生活用具給付事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、日常生活用具給付等事業に該当する事業です。
- 排泄管理支援用具は主に人工肛門を増設している人のストマ装具で、利用が増加しています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 過去の給付数実績と今年度の給付数推移から推計し算出しています。
- 在宅療養等支援用具については、たん吸入器の増加を見込んで算出しています。
- 排泄管理支援用具については、蓄便袋利用者（直腸機能障害）の増加を見込んで算出しています。
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、重度身体障害者の給付件数を推計し算出しています。

図表 48 日常生活用具給付事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護・訓練支援用具	（給付件数）	2	8	10	10	10	10
自立生活支援用具	（給付件数）	13	22	20	25	25	25
在宅療養等支援用具	（給付件数）	26	23	25	26	26	26
情報・意思疎通支援用具	（給付件数）	18	24	25	23	23	23
排泄管理支援用具	（給付件数）	2,407	2,637	2,850	2,930	3,010	3,090
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	（給付件数）	1	7	2	3	3	3

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑤移動支援事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、移動支援事業に該当する事業です。
- 平成 22 年 4 月 1 日から利用者負担の軽減措置を行ったことにより、利用者数及び利用時間が増加しています。
- 平成 23 年 10 月から視覚障害者へのサービスが同行援護に移っています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に 1 人あたりの利用時間を乗じて算出しています。
- 1 人あたりの利用時間は平成 23 年度の実績（推計）から同行援護分を控除して見込みます。さらに、過去の実績から、新規利用者及び利用時間の増加も見込んでいます。

図表 49 移動支援事業の実績の推移と見込量（年間）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
延べ利用時間数	11,841	15,270	18,152	18,457	20,257	22,057
実利用者数 （人）	140	167	173	210	230	250
1人あたり 利用時間	84.6	91.4	104.9	87.9	88.1	88.2

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。
- 通学の機会を確保するため、緊急時の通学について支援していきます。

⑥地域活動支援センター事業

〔内容及び現状〕

■地域生活支援事業における、地域活動支援センター機能強化事業に該当する事業です。

■平成 23 年度現在、市内にある地域活動支援センターⅠ型は1箇所、Ⅱ型は2箇所、Ⅲ型は2箇所が整備されています。

■平成 24 年 4 月から 4 箇所の福祉作業所がⅡ型へ移行します。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

■地域活動支援センターⅠ型

市内	実施箇所数	23 年度の 1 箇所を維持します。
	年間実利用者数	23 年度実利用（見込）から、毎年 1 人の増を見込みます。
市外	実施箇所数	23 年度の 5 箇所を維持します。
	年間実利用者数	23 年度実利用（見込）から、毎年 1 人の増を見込みます。

■地域活動支援センターⅡ型

市内	実施箇所数	23 年度の 2 箇所から 24 年度は福祉作業所からの移行予定を勘案し、4 箇所増設を見込みます。
	年間実利用者数	移行予定の福祉作業所 4 箇所の 23 年度実利用見込が 100 人、在宅の人や高等養護学校卒業生で新規利用の人が毎年 10 人程度見込まれることから、24 年度は 8 人の増を、その後毎年 10 人の増を見込みます。
市外	実施箇所数	23 年度の利用はありませんが、24 年度は 1 箇所増設を見込みます。
	年間実利用者数	23 年度の実利用（見込）はありませんが、24 年度は 1 人の増を見込み、その後はこれを維持します。

■地域活動支援センターⅢ型

市内	実施箇所数	23 年度の 2 箇所を維持します。
	年間実利用者数	23 年度実利用（見込）に、毎年 3 人の増を見込みます。
市外	実施箇所数	23 年度の 2 箇所を維持します。
	年間実利用者数	23 年度実利用（見込）に、24 年度から毎年 1 人の増を見込みます。

図表 50 地域活動支援センター事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域活動支援センターⅠ型	(実施箇所数)	市内	1	1	1	1	1	1
		市外	2	3	5	5	5	5
	(実利用者数)	市内	43	44	47	48	49	50
		市外	5	10	9	10	11	12
地域活動支援センターⅡ型	(実施箇所数)	市内	1	1	2	6	6	6
		市外	0	0	0	1	1	1
	(実利用者数)	市内	13	14	26	134	144	154
		市外	0	0	0	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	(実施箇所数)	市内	3	3	2	2	2	2
		市外	1	1	2	2	2	2
	(実利用者数)	市内	49	47	41	44	47	50
		市外	1	1	2	3	4	5

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。
- 事業のさらなる強化に向け、サービス内容を含めて、地域活動支援センターのあり方について検討します。

⑦福祉ホーム事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、その他の事業に該当する事業です。
- 住居を求めている障害者のための事業で、利用は増加傾向にあります。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 延べ利用者数は、利用者数に利用月を乗じた値になっています。
- 平成 23 年度の実績（推計）に新規の利用者及び地域生活への移行者等を見込んでいます。

図表 51 福祉ホームの実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
福祉ホーム	(延べ利用者数)	60	72	78	84	96	108

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 事業の周知を図るとともに、ニーズの拡大に対応できるようサービス提供事業者の参入の促進に努めます。
- 利用者負担の見直し等を行い、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

⑧訪問入浴サービス事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、その他の事業に該当する事業です。
- 移動浴槽車を派遣し訪問入浴サービスを提供する事業で、利用者数はほぼ横ばいです。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 利用者数に1人あたりの利用日数を乗じて月間の利用者数を算出しています。
- 1人あたりの利用日数は平成23年10月の1人あたり利用日数9.5日の実績とし、負担見直しによる利用者増を見込んでいます。

図表 52 訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（月間）

サービス種別		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業	（延べ利用者数）	28	44	38	67	86	105

注：平成23年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。
- 利用者負担の見直し等を行い、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

⑨知的障害者職親委託事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、その他の事業に該当する事業です。
- 知的障害者を職親に預けて雇用促進等を図る事業です。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 延べ利用者数は、利用者数に利用月を乗じた値になっています。
- 24年度以降については、毎年3人が12か月間利用すると見込みます。

図表 53 知的障害者職親委託事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
知的障害者職親委託事業	（延べ利用者数）	0	24	27	36	36	36

注：平成23年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 第2期計画を継承し、制度を維持します。
- 障害者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。

⑩生活支援事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、その他の事業に該当する事業です。
- 本市では、平成 22 年度から聴覚障害者ミニデイサービス事業を実施しています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 過去の実績を勘案して見込みます。

図表 54 生活支援事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ボランティア活動支援事業	（延べ利用者数）	302	382	392	400	400	400
聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	（延べ利用者数）	92	141	190	200	200	200
聴覚障害者ミニデイサービス事業	（延べ利用者数）	—	100	216	220	220	220

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 障害者がボランティア活動を通じた社会参加ができるよう、障害者を支援するための行事を開催します。
- 聴覚・視覚障害者等に対しては、講座などを開催して日常生活上必要な訓練・指導を行い社会活動の振興及び教養の向上を図れるよう情報提供や市民啓発等を行います。

⑪日中一時支援事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、その他の事業に該当する事業です。
- 平成 22 年 4 月から利用者負担の軽減措置を行ったことにより、利用者数が増加しています。
- 日帰り短期事業は、平成 21 年 9 月から対象事業者の範囲を拡大しました。
- 心身障害児集団活動・訓練事業は、平成 21 年度から順次、児童デイサービスに移行しています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 平成 23 年実績を勘案して、実施箇所及び月間の利用者数を見込みます。
- 日帰り短期事業は、児童デイサービスとの併用での利用の増加を見込みます。
- 心身障害児集団活動・訓練事業は、放課後等デイサービスに移行する予定のため、平成 24 年度での終了を見込みます。

図表 55 日中一時支援事業の実績の推移と見込量（月間）

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
日帰り短期事業	（実施箇所数）	19	18	18	18	18	18
	（延べ利用者数）	76	237	596	1,020	1,290	1,410
心身障害児集団活動・ 訓練事業	（実施箇所数）	5	2	2	1	0	0
	（延べ利用者数）	596	463	438	150	0	0
登録介護者事業	（登録数）	1	1	1	1	1	1
	（延べ利用者数）	48	53	166	170	180	190
サービスステーション事業	（実施箇所数）	10	10	10	10	10	10
	（延べ利用者数）	33	24	128	130	140	150

注：平成 23 年度は見込値

注：サービスステーション事業実施箇所は市外を含む

〔見込量確保の方策〕

- 事業者に対し必要な情報を提供し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

⑫社会参加促進事業

〔内容及び現状〕

- 地域生活支援事業における、その他の事業に該当する事業です。
- 障害者の社会参加促進のため、スポーツや芸術文化活動を行う事業や社会参加の手段を支援する事業で、各事業とも継続的に実施しています。

〔サービス見込量及び設定の考え方〕

- 過去の実績を勘案して見込みます。

図表 56 社会参加促進事業の実績の推移と見込量（年間）

サービス種別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	（実利用者数）	26	33	30	30	35	35
点字・声の広報等発行事業	（実利用者数）	36	39	39	39	39	39
手話・要約筆記・朗読奉仕員 養成事業	（実利用者数）	62	36	42	45	50	50
自動車運転免許取得費助成・ 自動車改造費助成事業	（実利用者数）	6	8	8	8	8	8

注：平成 23 年度は見込値

〔見込量確保の方策〕

- 障害特性やニーズを反映した、各事業を実施することにより障害者の社会参加を積極的に推し進めるとともに、支援する人材の養成に努めます。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、また、適切な情報の周知に努めます。
- 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業については、現状を確保します。

4. 本計画におけるサービス見込量一覧

図表 57 指定障害福祉サービスの見込量（月間）

事業種別		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
訪問系サービス	（延べ利用量）	5,116	時間	5,784	時間	6,251	時間
	（実利用者数）	215	人	242	人	261	人
生活介護	（延べ利用量）	6,296	人日	6,574	人日	6,831	人日
	（実利用者数）	318	人	332	人	345	人
自立訓練（機能訓練）	（延べ利用量）	88	人日	123	人日	140	人日
	（実利用者数）	5	人	7	人	8	人
自立訓練（生活訓練）	（延べ利用量）	108	人日	171	人日	171	人日
	（実利用者数）	12	人	19	人	19	人
就労移行支援	（延べ利用量）	698	人日	734	人日	734	人日
	（実利用者数）	39	人	41	人	41	人
就労継続支援（A型）	（延べ利用量）	63	人日	84	人日	105	人日
	（実利用者数）	3	人	4	人	5	人
就労継続支援（B型）	（延べ利用量）	2,769	人日	2,914	人日	3,075	人日
	（実利用者数）	172	人	181	人	191	人
療養介護	（実利用者数）	25	人	28	人	30	人
短期入所	（延べ利用量）	572	人日	803	人日	1,045	人日
	（実利用者数）	52	人	73	人	95	人
共同生活援助・ 共同生活介護	（実利用者数）	111	人	126	人	151	人
施設入所支援	（実利用者数）	217	人	213	人	210	人
宿泊型自立訓練	（実利用者数）	20	人	20	人	10	人
計画相談支援	（実利用者数）	22	人	52	人	82	人
地域移行支援	（実利用者数）	6	人	6	人	7	人
地域定着支援	（実利用者数）	3	人	4	人	5	人

図表 58 地域生活支援事業の見込量（年間）

事業種別			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
障害者（児）相談・生活支援事業								
障害者相談支援事業	（実 施 箇 所 数）		4	箇所	4	箇所	4	箇所
基幹相談支援センター			設置		設置		設置	
相談支援機能強化事業			実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業			実施		実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	（実 利 用 者 数）		4	人	8	人	12	人
コミュニケーション支援事業								
手話通訳者設置事業	（実 設 置 者 数）		2	人	2	人	2	人
手話通訳者派遣事業	（延べ利用者数）		610	人	620	人	630	人
要約筆記者派遣事業	（延べ利用者数）		10	人	10	人	12	人
知的障害者等入院時 コミュニケーション支援事業	（延べ利用者数）		3	人	4	人	5	人
日常生活用具給付事業								
介護・訓練支援用具	（給 付 件 数）		10	件	10	件	10	件
自立生活支援用具	（給 付 件 数）		25	件	25	件	25	件
在宅療養等支援用具	（給 付 件 数）		26	件	26	件	26	件
情報・意思疎通支援用具	（給 付 件 数）		23	件	23	件	23	件
排泄管理支援用具	（給 付 件 数）		2,930	件	3,010	件	3,090	件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	（給 付 件 数）		3	件	3	件	3	件
移動支援事業	（実 利 用 者 数）		210	件	230		250	
	（延べ利用時間数）		18,457	時間	20,257	時間	22,057	時間
地域活動支援センター事業								
地域活動支援センターⅠ型	（実施箇所数）	市内	1	箇所	1	箇所	1	箇所
		市外	5	箇所	5	箇所	5	箇所
	（実利用者数）	市内	48	人	49	人	50	人
		市外	10	人	11	人	12	人
地域活動支援センターⅡ型	（実施箇所数）	市内	6	箇所	6	箇所	6	箇所
		市外	1	箇所	1	箇所	1	箇所
	（実利用者数）	市内	134	人	144	人	154	人
		市外	1	人	1	人	1	人
地域活動支援センターⅢ型	（実施箇所数）	市内	2	箇所	2	箇所	2	箇所
		市外	2	箇所	2	箇所	2	箇所
	（実利用者数）	市内	44	人	47	人	50	人
		市外	3	人	4	人	5	人
福祉ホーム事業	（延べ利用者数）		84	人	96	人	108	人
訪問入浴サービス事業	（月間延べ利用者数）		67	人	86	人	105	人
知的障害者職親委託事業	（延べ利用者数）		36	人	36	人	36	人
生活支援事業	（延べ利用者数）		820	人	820	人	820	人
日中一時支援事業	（実 施 箇 所 数）		30	箇所	29	箇所	29	箇所
	（月間延べ利用者数）		1,470	人	1,610	人	1,750	人
社会参加促進事業	（実 利 用 者 数）		122	人	132	人	132	人

第5章 計画の推進

1. 点検及び評価

(1) 基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しを含め、次期計画の策定に向けた評価を実施します。

また、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成 26 年度末の目標値として設定した項目について、福祉施設の入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価を行います。

図表 59 点検及び評価の基本的な考え方

平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
				
実施	実施	実施	実施	実施
毎年度、点検及び評価				

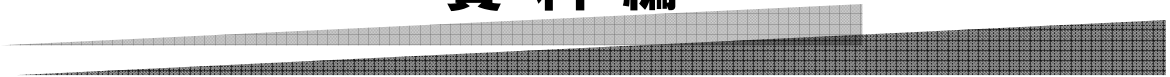
(2) 点検及び評価の体制

サービス提供事業者、相談支援事業者、雇用・教育・医療関係者、障害当事者団体等で構成される「伊勢崎市地域自立支援協議会」において、本計画の点検や問題点の把握等を行います。

2. 計画の周知

本計画について、市ホームページや地域自立支援協議会を始めとする会議での周知、冊子の配布、事業者への案内等を行うことにより、障害や障害のある人への正しい理解の普及を図ります。

資料編



1. 策定経過

開催日等		項 目	内 容
1	平成 23 年 8 月 26 日	伊勢崎市地域自立支援協議会 全体会議	・ 第 3 期障害福祉計画策定についての説明 ・ 第 2 期計画の点検評価 ・ 第 3 期障害福祉計画策定委員会（特定課題会議）の参加委員の承認
2	平成 23 年 10 月 7 日	障害福祉課内検討会	・ 当事者及び事業者へのアンケート内容及び配布先の検討
3	平成 23 年 10 月 12 日～ 10 月 26 日	当事者及び事業者へのアンケート調査	・ 第 2 期障害福祉計画に対する評価や今後の施策・サービスのニーズ等に関する意見を把握
4	平成 23 年 10 月 13 日	数値目標及びサービス必要量の見込の 中間報告（第 1 回）	・ 群馬県へ提出
5	平成 23 年 11 月 18 日	当事者・事業者へのヒアリング調査	・ アンケート調査の補足調査
6	平成 23 年 11 月 28 日～ 12 月 5 日	特別支援学校へのアンケート調査	・ 特別支援学校（高等養護学校等）生徒の卒業後サービス利用の意向調査
7	平成 23 年 12 月 16 日	障害福祉課内検討会	・ 第 3 期障害福祉計画における課題・方針の検討
8	平成 23 年 12 月 22 日	第 1 回 第 3 期障害福祉計画の策定 にかかる特定課題会議	・ 第 3 期障害福祉計画（案）の検討
9	平成 24 年 1 月 4 日～ 2 月 3 日	パブリックコメント手続	・ 意見提出なし
10	平成 24 年 1 月 6 日	数値目標及びサービス必要量の見込の 中間報告（第 2 回）	・ 群馬県へ提出
11	平成 24 年 2 月 9 日	障害福祉課内検討会	・ 基本指針等の一部改正に伴う検討
12	平成 24 年 2 月 14 日	第 2 回 第 3 期障害福祉計画の策定 にかかる特定課題会議	・ 第 3 期障害福祉計画（案）の最終検討
13	平成 24 年 2 月 24 日	伊勢崎市地域自立支援協議会 全体会議	・ 第 3 期障害福祉計画（案）の承認
14	平成 24 年 3 月	数値目標及びサービス必要量の見込の 報告（最終）	・ 群馬県へ提出
15	平成 24 年 3 月	第 3 期障害福祉計画の策定	・ 第 3 期障害福祉計画の発行

2. 当事者・事業者アンケート票

市の障害福祉に関するご意見のお願い(アンケート)

日頃から市政へのご協力とご理解をいただき、まことにありがとうございます。

伊勢崎市では障害のある方のサービス提供や様々な施策に取り組んでいるところですが、このたび、障害者自立支援法に基づき、平成24年度から3年間の第3期障害福祉計画を策定することとなりました。つきましては平成21年度から進めてきました伊勢崎市第2期障害福祉計画の重点的な取組について、市民や事業者の皆様からのご意見や評価をいただきたいと思います。以下の例示をご覧ください、次ページからの項目について率直な評価とご意見をいただきたく、ご協力をお願いいたします。

なお、ご多忙のところ恐縮ですが、**10月26日(水)**までにご返送ください。

(お答えいただいた内容については、障害福祉計画の策定以外には使用しません)

お問い合わせ先

伊勢崎市 福祉部 障害福祉課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

Tel 0270-27-2753 Fax 0270-26-1808

E-MAIL f-shogai@city.isesaki.lg.jp

問1

回答方法

伊勢崎市では平成21年度からの3年間で「障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせるいせさきの実現」を基本理念に定め、実現のための具体的な施策を次ページの【ア】～【サ】にかかげました。具体的な内容は【取り組もうとしたこと】(◇の文章)にあります。

【ア】～【サ】のそれぞれについて、【取組について感じること】の欄にご意見があればお書きください。ご自身にあまり関係ないことは、特に記載しなくてもかまいません。

<例>

伊勢崎市第2期障害福祉計画の重点的な取組です。

伊勢崎市がこの2～3年で取り組もうとした具体的なことです。

イ 情報提供の充実

【取り組もうとしたこと】

◇利用者の立場に立ったサービス利用案内の作成を検討します。

◇広報紙・いせさきFMを活用した情報提供を推進します。

【取組について感じること】

サービスや制度に関する情報だけでなく、障害者が生活する上で耳よりな情報や趣味、運動、健康づくりなど生活を豊かにする情報も知りたいので工夫してほしい。

率直なご意見を記入してください。

1 安心な生活の方針

ア 相談支援の強化	〔取り組もうとしたこと〕 ◇市民に対して相談支援事業を普及啓発します。 ◇地域に密着した身近な相談場所の普及に努めます。 ◇地域の身近な相談者として期待される民生委員に障害者理解のための研修等を充実します。 ◇夜間、休日の相談体制の充実を検討します。
〔取組について感じること〕	
イ 情報提供の充実	〔取り組もうとしたこと〕 ◇利用者の立場に立ったサービス利用案内の作成を検討します。 ◇広報紙・いせさきFMを活用した情報提供を推進します。
〔取組について感じること〕	
ウ 地域活動支援センターの機能強化	〔取り組もうとしたこと〕 ◇地域と連携して障害者の理解を推進し、コミュニティづくりを行う事業を実施します。 ◇利用者のニーズに合せた事業を実施します。
〔取組について感じること〕	
エ 居場所づくり	〔取り組もうとしたこと〕 ◇地域の施設等を活用し、休日に気軽に集まれる場の整備を検討していきます。 ◇支援者の発掘と養成を推進します。
〔取組について感じること〕	

オ 市民ボランティアの活用	〔取り組もうとしたこと〕 ◇市民ボランティアの活用について、市社会福祉協議会と協働し、推進します。
〔取組について感じること〕	

カ グループホーム・ケアホームの整備促進	〔取り組もうとしたこと〕 ◇事業者へ適切な情報を提供するとともに、事業者の協力を得ながら施設整備に取り組みます。
〔取組について感じること〕	

キ ヘルパーの確保と質の向上	〔取り組もうとしたこと〕 ◇障害特性を理解するためのヘルパー研修について広報し、普及していきます。 ◇介護保険事業所に障害者自立支援法を周知し、障害福祉サービスへの関与を促します。 ◇ヘルパー事業所に対して障害福祉サービス向上に関する情報提供を図ります。
〔取組について感じること〕	

ク 精神障害者の地域移行（退院促進）の充実	〔取り組もうとしたこと〕 ◇退院後、地域生活を送る上で各種サービスを利用することが想定されます。サービス利用がスムーズに進むよう精神障害者保健福祉手帳の取得を促します。
〔取組について感じること〕	

2 豊かなサービス利用

ケ コミュニケーション支援事業・社会参加促進事業	〔取り組もうとしたこと〕 ◇要約筆記者派遣事業及び手話通訳者派遣事業を充実するため、要約筆記奉仕員及び手話奉仕員の養成の充実を図ります。 ◇広報紙等、録音テープによる広報を一層充実します。
〔取組について感じること〕	

コ 日常生活用具給付事業	〔取り組もうとしたこと〕 ◇日常生活用具給付事業の利用促進を図ります。
〔取組について感じること〕	

3 就労の促進

サ 就労支援事業所の充実	〔取り組もうとしたこと〕 ◇就労に関する行政機関や企業、団体等と連携し、就労を推進します。 ◇施設職員の交流や研修により、就労支援への意識の向上を図ります。
〔取組について感じること〕	

ありがとうございました、引き続き、問2の回答をお願いします。

問2

回答方法

問1で掲げた[ア]～[サ]の項目のうちで、この3年間で「良くなった」と思う項目と「良くならなかった」と思う項目をそれぞれ3つ選び、☐欄に記入してください。また、その理由についても記入をお願いします。

(1)「良くなった」と思う項目

① ☐ ② ☐ ③ ☐

上の項目を選んだ理由

(2)「良くなかった」と思う項目

① ☐ ② ☐ ③ ☐

上の項目を選んだ理由

[illegible]

78